

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月24日
【事業年度】	第162期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
【会社名】	日本コロムビア株式会社
【英訳名】	Nippon Columbia Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼最高執行責任者 原 康 晴
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03(6895)9001(代表)
【事務連絡者氏名】	財務本部財務経理部長 駒 井 勝
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
【電話番号】	03(6895)9001(代表)
【事務連絡者氏名】	財務本部財務経理部長 駒 井 勝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第158期	第159期	第160期	第161期	第162期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高 (百万円)	18,432	18,142	16,446	14,681	14,311
経常利益又は 経常損失() (百万円)	890	301	989	534	591
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	632	569	876	463	359
包括利益 (百万円)	—	—	828	456	380
純資産額 (百万円)	899	1,452	2,251	2,710	3,089
総資産額 (百万円)	9,348	8,921	7,923	8,337	8,730
1 株当たり純資産額 (円)	33.25	30.04	17.05	14.59	12.54
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失() (円)	2.34	2.11	3.25	1.71	1.33
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.8	15.3	27.6	31.8	34.7
自己資本利益率 (%)	—	52.2	49.4	19.1	12.7
株価収益率 (倍)	—	15.6	11.4	18.1	30.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,167	1,886	284	471	1,462
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	432	456	287	186	251
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	925	601	57	298	49
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	1,831	2,658	2,593	3,178	4,343
従業員数 (名)	390	363	317	306	303

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第158期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、1 株当たり当期純損失であるため記載をしておりません。

3 第159期、第160期、第161期および第162期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 1 株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額(1 株につき65円65銭)及び累積未払配当金相当額を控除して算定しております。

5 1 株当たり当期純利益又は当期純損失の算定に当たっては、普通株式期中平均株式数に A 種優先株式を加えております。

6 従業員数は、就業人員数を表示しております。

7 第160期にクリエイティヴ・コア株式会社の全株式を売却いたしました。なお、株式売却日(平成23年 3 月31日)までの損益を連結しております。

8 第162期に当社のCD・DVD等の音楽・映像ソフトおよびゲーム関連ソフト等の販売に関する事業ならびに製造販売受託事業を会社分割により分社し、当社の100%出資子会社であるコロムビア・マーケティング株式会社を新たに設立しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第158期	第159期	第160期	第161期	第162期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
売上高 (百万円)	14,284	14,768	13,976	13,717	13,093
経常利益又は 経常損失() (百万円)	336	155	733	399	1,128
当期純利益 (百万円)	159	244	801	415	657
資本金 (百万円)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	168,562,177	168,562,177	185,510,651	185,510,651	185,510,651
A 種優先株式 (株)	92,308,000	92,308,000	76,924,000	76,924,000	76,924,000
純資産額 (百万円)	450	706	1,478	1,896	2,554
総資産額 (百万円)	8,083	7,915	7,534	7,984	7,650
1 株当たり純資産額 (円)	35.92	34.47	21.22	18.98	15.42
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(内 1 株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1 株当たり当期純利益 (円)	0.59	0.91	2.97	1.54	2.44
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 (円)	0.59	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.6	7.8	18.8	23.0	32.6
自己資本利益率 (%)	54.2	49.5	78.8	25.6	30.4
株価収益率 (倍)	39.0	36.4	12.5	20.1	16.4
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (名)	283	299	299	286	217

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第159期、第160期、第161期および第162期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 1 株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額(1 株につき65円65銭)及び累積未払配当金相当額を控除して算定しております。

4 1 株当たり配当額は、普通株式に対する配当のみを記載しております。なお、第162期における A 種優先株式に対する 1 株当たり配当額は、3.90円となっております。

5 1 株当たり当期純利益又は当期純損失の算定にあたっては、普通株式期中平均株式数に A 種優先株式期中平均株式数を加えております。

6 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【沿革】

明治43年10月	レコード・蓄音器の製造販売を目的とし、東京市京橋区に株式会社日本蓄音器商会を設立(資本金35万円)
明治45年4月	日米蓄音機製造株式会社を吸収合併
大正13年9月	大和木工株式会社を当社の傘下に収める
昭和4年5月	本社を川崎市に移転
昭和6年7月	コロムビア商標を米国コロムビアより譲り受け「二連音符のコロムビアマーク」を正式商標として全商品に統一使用開始
昭和17年8月	商号を日蓄工業株式会社に変更
昭和21年4月	商号を日本コロムビア株式会社に変更
昭和24年5月	株式を東京、大阪、名古屋各証券取引所に上場
昭和38年4月	日本電気音響株式会社を吸収合併し、三鷹工場とする。DENON商標を商品に使用開始
昭和40年2月	本社を現在の東京都港区に移転
昭和44年10月	株式会社日立製作所と業務提携
昭和55年1月	米国に販売会社デノン アメリカ インコーポレーテッド設立
昭和58年3月	白河工場竣工、川崎工場の音響機器製造部門及び三鷹工場を移転し、音響機器工場として稼働開始
昭和58年7月	西独に販売会社デノン エレクトロニクス ゲー・エム・ベー・ハー設立(平成5年11月デノン コンシューマー エレクトロニクス ゲー・エム・ベー・ハーが同社を子会社とする)
〃	川崎工場内にCD工場竣工(現コロムビアデジタルメディア株式会社)
昭和61年2月	米国にCD、CD-ROMの製造販売会社デノン デジタル インダストリーズ インコーポレーテッド設立
昭和63年4月	西独にオーディオ関連機器製造販売会社デノン コンシューマー エレクトロニクス ゲー・エム・ベー・ハー設立
平成5年2月	香港に販売会社デノン ホンコン リミテッド設立(同社は平成11年3月、商号をデノン アジアカンパニー リミテッドに変更)
平成6年1月	デノン アメリカ インコーポレーテッドが存続会社となってデノン デジタル インダストリーズ インコーポレーテッドと合併し、商号をデノン コーポレーション(USA)とする
平成10年4月	デノン コンシューマー エレクトロニクス ゲー・エム・ベー・ハーは、デノン エレクトロニクス ゲー・エム・ベー・ハーとデノン ヨーロッパ ゲー・エム・ベー・ハーを吸収合併し、商号をデノン エレクトロニクス ゲー・エム・ベー・ハーに変更
平成11年1月	デノン コーポレーション(USA)のCD、CD-ROM等の制作製造販売部門を独立させ、デノン デジタルエルエルシーを設立
平成13年10月	AV・メディア関連機器部門を株式会社デノンとして分社化、譲渡 この際、デノン エレクトロニクス インク(USA)、デノン アジア カンパニー リミテッド及びデノン エレクトロニクス ゲー・エム・ベー・ハー等の株式も譲渡
平成14年4月	デノン コーポレーション(USA)がオーディオ・ビデオソフトの制作・販売等の子会社エスエルジー エルエルシーを設立

平成14年10月	商号をコロムビアミュージックエンタテインメント株式会社に変更
〃	デノン コーポレーション(USA)は、商号をシーエムイー・インクに変更
〃	CD・DVD等の生産本部事業をコロムビアデジタルメディア株式会社として分社化
平成16年1月	株式会社コロムビアファミリークラブを吸収合併(簡易合併)
平成17年7月	コロムビアアーティストマネジメント株式会社を設立
〃	コロムビアデジタルメディア株式会社の株式を譲渡
平成18年3月	デノン デジタル エルエルシーが行うCD・DVDプレス事業を非継続として決議
平成19年11月	TDK株式会社より子会社であるTDKコア株式会社の全株式を取得 (同社は平成20年2月、商号をクリエイティヴ・コア株式会社に変更)
平成20年4月	シーエムイー インクが同社の100%出資子会社であるデノン デジタル エルエルシーを吸収合併
平成21年9月	コロムビアアーティストマネジメント株式会社を解散(事業は提出会社が承継)
平成22年1月	クリエイティヴ・コア株式会社が行う教育・ゲーム・音楽ソフト事業を吸収分割により承継
平成22年10月	商号を日本コロムビア株式会社に変更
平成23年3月	クリエイティヴ・コア株式会社の株式を譲渡
平成24年10月	CD・DVD等の音楽・映像ソフトおよびゲーム関連ソフト等の販売に関する事業ならびに製造販売 受託事業をコロムビア・マーケティング株式会社として分社化

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社および子会社5社、関連会社1社で構成されており、市販／配信事業および特販／通販事業などを行っております。

「市販／配信」事業は、企画、制作したオーディオ・ビデオソフト、ゲームソフト等の音源、映像コンテンツに基づく商品を主に販売しております。

(主な関係会社) 当社

「特販／通販」事業は、「市販／配信」事業が制作した音源、映像などのコンテンツを二次利用した商品を主に販売しております。

(主な関係会社) 当社

「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、音楽著作権取得管理事業および製造販売受託事業等を行っております。

(主な関係会社) 当社およびコロムビア・マーケティング(株)、コロムビアソングス(株)、
(株)シーツーデザイン

<主な関係会社>

コロムビア・マーケティング株式会社

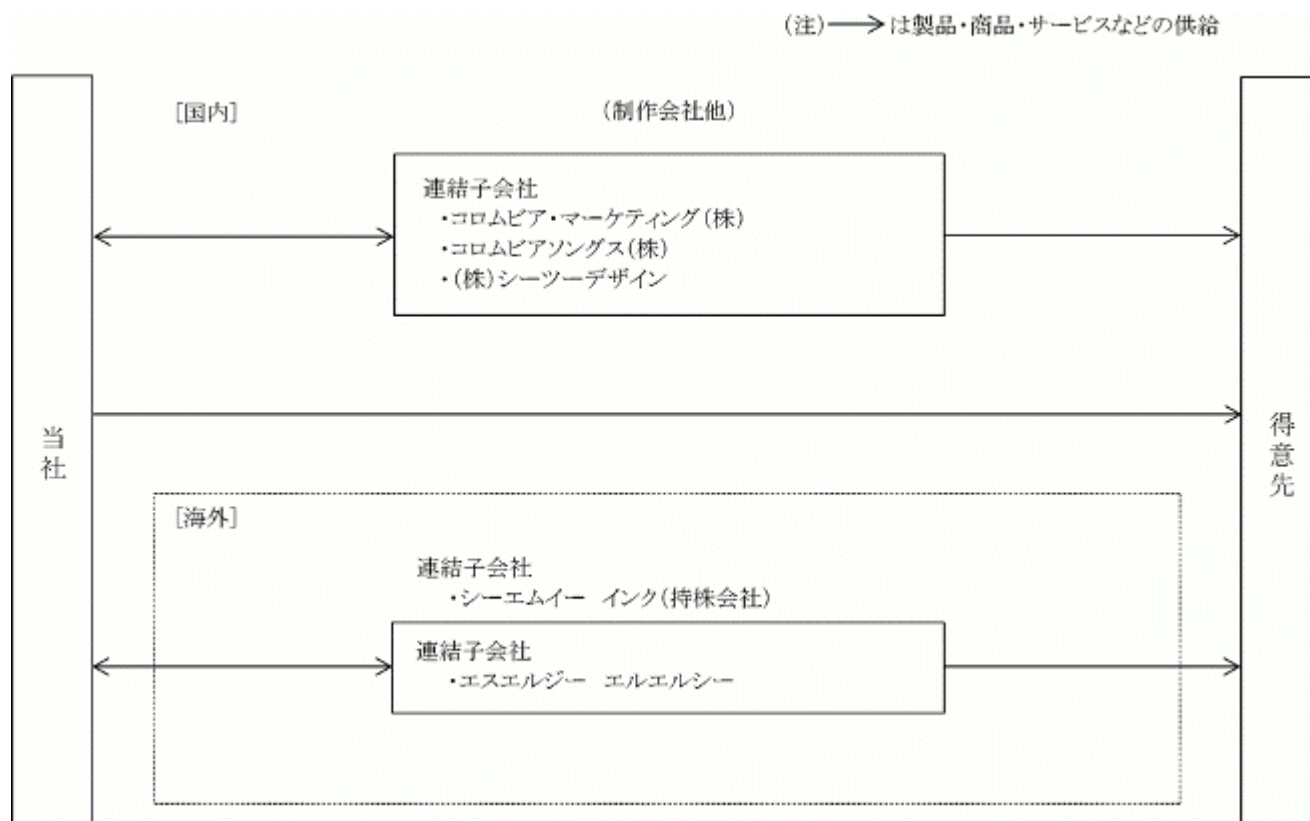
コロムビアソングス株式会社

株式会社シーツーデザイン

シーエムイー インク

エスエルジー エルエルシー

系統図



4 【関係会社の状況】

名称		住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 〔被所有〕 割合(%)	関係内容
(株)シーツードザイン	1	東京都港区	50	AVソフト等のパッケージ デザインの企画、制作及 び各種グラフィックのデ ザイン、出版物の企画、編 集、マルチメディアの画 像制作	100.0	当社AVソフトのパッケージデ ザインの企画、制作業務委託 役員の兼任等...有
コロムビアソングス(株)	1	東京都港区	20	音楽著作権の取得、管理、 開発、利用及び原盤制作等	100.0	当社音楽著作権の取得、管理 業務委託 役員の兼任等...有
コロムビア・ マーケティング(株)	1	東京都港区	100	音楽、映像ソフトおよび ゲーム関連ソフト等の販 売に関する事業ならびに 製造販売受託事業	100.0	当社音楽、映像ソフトおよび ゲーム関連ソフトの販売委託 役員の兼任等...有
シーエムイー インク	1	米国 ジョージア	45,194 千US\$	オーディオソフト等の制 作、販売会社の持株会社	100.0	役員の兼任等...有
エスエルジー エルエルシー	1	米国 カリフォルニア	1,572 千US\$	オーディオソフトの制 作、販売等	100.0 (100.0)	役員の兼任等...有
(持分法適用関連会社)						
(株)フューチャーレコーズ		東京都港区	100	アーティストに関わる著 作物の企画制作、管理等	33.0	役員の兼任等...有
(その他の関係会社)						
(株)フェイス	2	京都府京都市	3,218	コンテンツ配信事業	〔31.2〕	主要株主 役員の兼任等...有

(注) 1 1は特定子会社であります。

2 2は有価証券報告書の提出会社であります。

3 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の()内は、間接所有割合で内数であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年 3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
市販 / 配信	138
特販 / 通販	16
その他	39
全社(共通)	110
合 計	303

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成25年 3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
217	41.7	12.8	6,341,307

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数が前連結会計年度末から69名減少しておりますが、これは主に、当社のCD・DVD等の音楽・映像ソフトおよびゲーム関連ソフト等の販売に関する事業ならびに製造販売受託事業を、平成24年10月1日付でコロムビア・マーケティング株式会社として分社化したことによるものです。また、分社化に伴い当社からコロムビア・マーケティング株式会社へ出向している人員数は68名であります。

セグメントの名称	従業員数(名)
市販 / 配信	138
特販 / 通販	16
その他	16
全社(共通)	47
合 計	217

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員で構成されている労働組合(コロムビア労働組合)はC&D労働組合協議会に属し、組合員数は平成25年 3月31日現在175名で、労使関係は円満であり、特記する事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

日本の音楽市場につきましては、平成24年1月から12月における音楽ビデオを含む音楽ソフトの生産金額は前年比110%と増加したものの、有料音楽配信売上実績は前年比75%(以上、一般社団法人日本レコード協会調べ)となり、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、連結売上高は、143億1千1百万円(前年度に比べ2.5%減)となりました。これは主に、市販/配信事業において、J-POP作品を中心とした配信売上の減少、および米国音楽制作子会社における大型作品の売上低迷等があったものの、アニメ関連作品、クラシック作品、およびゲームソフトが売上に貢献したことによるものです。

損益につきましては、前述のゲームソフト等が好調であったこと、楽曲許諾収入等の利益率の高い売上が予想を上回ったことに加え、販売費及び一般管理費の削減等により、営業利益は5億3千4百万円(前年度は5億1千3百万円)となりました。また、営業外収益として、9千9百万円の未払印税整理益を計上したこと等により、経常利益は5億9千1百万円(前年度は5億3千4百万円)となりました。さらに、特別損失として、米国音楽制作子会社において1億4百万円の無形固定資産減損損失を計上いたしましたが、当期純利益は3億5千9百万円(前年度は4億6千3百万円)となり、4年連続の黒字化を実現できております。

セグメントの業績の概況は、次のとおりであります。

〔市販/配信事業〕

J-POP作品を中心とした配信売上は減少いたしましたが、“THE IDOLM@STER”シリーズ、作曲家「佐村河内守」の“交響曲第1番《HIROSHIMA》”、およびニンテンドー3DSソフト“こびとづかん こびと観察セット”が売上に貢献し、事業売上は前年度とほぼ同水準の103億3千6百万円(前年度に比べ2.5%減)となりました。損益につきましては、営業利益は13億5千万円(前年度は13億7千3百万円)となりました。

主な作品といたしましては、「氷川きよし」のアルバム“演歌名曲コレクション16～櫻～”をはじめ、「AKB48」派生ユニット「Not yet(ノットイエット)」の4枚目のシングル“西瓜BABY”、「木村カエラ」7枚目のアルバム“Sync”、オリコンCDシングル週間ランキングにすべてのタイトルがトップ20入りを果たした、“THE IDOLM@STER CINDERELLA MASTER 001-015”、“獣電戦隊キョウリュウジャー”シリーズ、現代のベートーヴェンと称される作曲家「佐村河内守」の“交響曲第1番《HIROSHIMA》”、インパクトのあるキャラクターと、どこかノスタルジーを感じさせる世界観が、子どもから大人まで幅広く受け入れられ大ヒットとなった絵本『こびとづかん』シリーズ(なばたとしたか作、長崎出版刊)を原作とした、ニンテンドー3DSソフト“こびとづかん こびと観察セット”などの自社制作作品が好調な売れ行きとなり、売上に貢献いたしました。

〔特販/通販事業〕

レコード会社2社との業務提携の継続等はありませんでしたが、その他通販会社向け商品の売上が減少したこともあり、事業売上は23億4千7百万円(前年度に比べ6.6%減)となりました。損益につきましては、利益率の高い音源使用にかかる取引の回復等により、営業利益は10億9千6百万円(前年度は10億1千万円)となりました。

〔その他〕

その他事業の売上高は16億2千6百万円(前年度に比べ3.6%増)となり、営業利益は2億3千3百万円(前年度は4億円)となりました。

配当につきましては、業績は4期連続して黒字を計上したものの、純資産残高は、継続的かつ安定的な配当を実施するには十分でないと判断いたしました。したがって、当期末の普通株式配当につきましては、誠に遺憾ながら見送りとさせていただくことといたしました。株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、速やかに普通配当を実現すべく、さらなる収益力の向上と財務体質の改善・強化に全力を尽くす所存でございますので、何卒ご理解いただきたくお願い申し上げます。

当社グループは、利益を安定的に計上できる体質にすることを最大の経営課題にしており、得意分野、成長分野への経営資源の集中、人員規模の適正化および経費削減等の施策を今後も継続して実施してまいります。音楽、映像関連業界の厳しい環境下において、当社の中核である音楽制作を中心とした市販／配信事業、制作した音源を活用した特販／通販事業および両事業から派生する新規事業に経営資源を集中することにより、さらに事業効率を高め、収益性を向上させてまいります。この一環として、変化する市場に対して迅速に対応し、競争力のある効率的な営業体制を構築するため、営業組織を会社分割により分社し、当社の100%出資子会社としてコロムビア・マーケティング株式会社を平成24年10月に設立いたしました。

さらに、フェイス・グループの一員として戦略的パートナーシップを構築していくこと、新たな音楽の流通形態への取り組みを推進していくことにより、様々な音楽関連サービスを充実させ、グループ間の事業シナジーの実現に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。この一環としてアーティストに関わる著作物の企画制作および管理を行う株式会社フューチャーレコーズを合併で設立し、同社より「rieoco」、「PafeOke-パフェオケ-」がデビューしております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動の結果、増加した資金は14億6千2百万円(前連結会計年度は4億7千1百万円の資金の増加)となりました。これは主として、税金等調整前当期純利益4億7千9百万円、減損損失1億4百万円、売上債権5億3千1百万円の減少およびたな卸資産1億4千6百万円の減少などにより資金が増加し、退職給付引当金1億4千2百万円の減少および仕入債務1億2千万円の減少などにより資金が減少した結果によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動の結果、減少した資金は2億5千1百万円(前連結会計年度は1億8千6百万円の資金の減少)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動の結果、減少した資金は4千9百万円(前連結会計年度は2億9千8百万円の資金の増加)となりました。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ11億6千5百万円増加(前連結会計年度末は5億8千4百万円の増加)し、43億4千3百万円(前連結会計年度末は31億7千8百万円)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

開示対象となる生産実績はありませんので、記載を省略しております。

(2) 受注状況

当社および連結子会社は見込生産を主体としており、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
市販 / 配信	10,336	2.5
特販 / 通販	2,347	6.6
その他	1,626	3.6
合計	14,311	2.5

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
Amazon.com Int'l Sales, Inc.	—	—	2,009	14.0
(株)星光堂	—	—	1,521	10.6

なお、前連結会計年度については、当該割合が10%未満のため記載を省略しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループは、利益を安定的に計上できる体質にすることを最大の経営課題にしており、得意分野、成長分野への経営資源の集中、不採算事業の整理、人員規模の適正化および経費削減などの施策を今後も継続して実施してまいります。音楽、映像関連業界の厳しい環境下において、当社の中核である音楽制作を中心とした市販／配信事業、制作した音源を活用した特販／通販事業および両事業から派生する新規事業に経営資源を集中することにより、さらに事業効率を高め、収益性を向上させてまいります。

さらに、フェイス・グループの一員として戦略的パートナーシップを構築していくこと、新たな音楽の流通形態への取り組みを推進していくことにより、様々な音楽関連サービスを充実させ、グループ間の事業シナジーの実現に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。この一環としてアーティストに関わる著作物の企画制作および管理を行う合併会社「株式会社フューチャーレコーズ」を設立し、音楽ビジネスの拡大に向けて、世界に通用する優秀なアーティストの発掘・輩出に努めております。

(1)各部門の取り組み

〔市販／配信事業〕

演歌・歌謡曲部門：

デビュー14年目を迎えた「氷川きよし」は、第54回日本レコード大賞で“櫻”が優秀作品賞を受賞するなどますます活動を充実させております。今後とも、演歌アーティストNo. 1の地位を不動のものにするため、引き続き高く評価される作品をリリースしてまいります。また、平成25年3月期は、芸能生活50周年記念企画商品“舟木一夫コンサート ～ありがとう そして明日へ～”が大変なご好評をいただくことができました。本年におきましても昨今のリバイバルブームに応えるべく、企画商品の充実等に取り組んでまいります。「島倉千代子」、「都はるみ」、「大川栄策」、「細川たかし」、「冠二郎」、「八代亜紀」をはじめとするベテランアーティスト、中堅の「多岐川舞子」、「田川寿美」、「大石まどか」、若手アーティスト「走裕介」、「出光仁美」、「伊藤美裕」など多彩な才能を活かした作品づくりに取り組んでまいります。さらに、新たな取り組みとして、音楽文化・カラオケ文化のさらなる普及・向上を目指す「コロムビア歌謡アカデミー」を開校し、今後の歌謡界の発展に寄与するべく邁進してまいります。

ジャズ・クラシック・インターナショナル部門：

クラシック、ジャズ、クロスオーバー(クラシック・ジャズ・ポップスといったジャンルの垣根を越えて音楽性を融合させた作品ジャンル)、洋楽、ダンス・フィットネス、バレエ・オペラなど多様なジャンルの作品を制作しております。平成25年3月期は、作曲家「佐村河内守」の“交響曲第1番《HIROSHIMA》”が新作交響曲の作品としては異例のヒットを記録するなど、幅広い音楽ファンのご支持をいただくことができました。また、「ジリアン・マイケルズ」のフィットネスシリーズなどの映像作品や「高嶋ちさ子」、「富田勲」、「吉松隆」などの実績のあるアーティストの作品も好調に推移いたしました。今後は、これらの作品のさらなる拡充とともに、沖縄が育んだ唄者「上間綾乃」、ジャズボーカリスト「SHANTI」、クラシカル・ユニット「1966カルテット」など才能ある若手アーティストの確実なステップアップを果たし、アーティストロースターの充実を図ります。またクラシックカタログを活用したコンピレーション企画、洋楽ロック作品の充実などに取り組めます。さらに、アーティストの活動と連動したライブ・コンサートの企画、主催、運営にも取り組んでまいります。

アニメ部門：

昨年8月より連続リリースいたしました“THE IDOLM@STER”シリーズが大変なご好評をいただき、“生っすかSPECIAL 01”はシリーズを代表して第54回日本レコード大賞企画賞を受賞いたしました。今後

も引き続き“THE IDOLM@STER”シリーズおよびスーパー戦隊シリーズ37作品目の作品である特撮テレビ映画“獣電戦隊キョウリュウジャー”を核とし、ヒットに向けて重点的にプロモートしてまいります。また“聖闘士星矢Ω”、“トリコ”をはじめとするテレビアニメ番組や劇場公開アニメ作品への共同事業参画を通じて主題歌作品のリリースなどに積極的に取り組んでまいります。

エデュケーショナル部門：

“いないいないばあっ！”シリーズ、“みつけた！”シリーズなどNHK教育番組のCD・DVDがファミリー層から大変なご支持をいただきました。教科書販売会社、幼稚園・保育園向け商材の販売会社との連携のもとタイアップ商品の開発に取り組んでまいります。また、全国各地で幼稚園・保育園・小学校の先生方を対象にダンス実技講習会を開催しております「コロムビア・キッズダンス講習会」事業をさらに発展させてまいります。

邦楽部門：

伝統的純邦楽、民謡を中心に、落語作品なども強化を行うとともにSP音源復刻をはじめとする史料価値の高い企画作品にも引き続き取り組んでまいります。

J-POP部門：

「松山千春」、「clammbon(クラムボン)」、「キリンジ」、「たむらぼん」などの人気アーティストのファン層の一層の拡大を図ります。また、「NIKIE」、「bómi」、「ドレスコース」、「グッドモーニングアメリカ」などの新しいアーティストの育成の他、「Fear, and Loathing in Las Vegas」などアーティストマネジメント事業にも積極的に展開してまいります。さらに「AKB48」からの派生ユニット「Not yet(ノットイエット)」、「吉木りさ」などのアイドルジャンルにも取り組み、売上拡大を目指します。

ゲーム部門：

昨年7月に発売いたしました“こびとづかん こびと観察セット”が、根強いご支持をいただきました。今後も流行やニーズを的確に読み取り、人気キャラクターのゲーム化などニンテンドー3DSの低年齢層への浸透に合わせた商品ラインナップの充実を図ってまいります。

〔特販／通販事業〕

特販事業：

引き続きマーケット別取引先との関係を強化するとともに、新規販売チャネル、新規取引先の開拓を進めてまいります。また、当社の豊富なコンテンツを有効活用することにより、シニア向け、団塊世代向けの商品をはじめとする企画商品を充実させ、音源の多角的事業展開を図ってまいります。

通販事業：

「受注」「決済」「配送」などの通販事業業務を一貫して効率的に運用できるフルフィルメントシステムを当社の筆頭株主である株式会社フェイスと共同開発したことにより、業務の効率化およびコスト削減を実現いたしました。さらにレコード会社2社と同システムを活用する業務提携を行うことで、当社商品の新規販売先の獲得および業務管理手数料などの新たな収益の獲得に成功いたしております。今後も、同様の業務提携を業界他社や異業種企業へ拡大すべく、提携企業と共同でのCD・DVD商品の企画・制作や顧客ニーズを勘案した生活雑貨分野の商品企画などにも取り組んでまいります。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成25年5月21日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決議するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「本プラン」といいます。)を平成25年6月21日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として導入することといたしました。

〔 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 〕

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値の源泉および当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、中長期的な当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保、向上に資する者が望ましいと考えております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等(下記 1.(2) で定義されます。以下同じとします。)に対する大量買付行為(下記 1.(2) で定義されます。以下同じとします。)またはこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きが散見され、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものもあります。また、下記 2.に記載のとおり、当社は、才能あるアーティストの素晴らしい音楽を、時代の流れに合ったカタチで世界中のリスナーにお届けするという使命を実現することによってこそ、当社グループの企業価値、株主共同の利益を向上させることができると考えており、かかる使命の実現に向けては100年にわたって蓄積した膨大な楽曲資産およびその活用が必要不可欠と認識しております。このような豊富な楽曲資産価値を著しく毀損し、当社の使命の実現を著しく困難なものにするおそれのある大量買付行為を防止することが、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する観点から求められております。

当社といたしましては、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、万一このような者が現れた場合には、当社として必要かつ相当な対抗措置をとることが、当社の中長期的な企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益を実現するために必要であると考えております。

〔 当社の企業価値の源泉および基本方針の実現に資する特別な取組み 〕

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることによって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、今般決定いたしました上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記1.に記載の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。従って、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 当社の企業価値の源泉

明治43年(1910年)の創立以来、100年以上におよぶ歴史を持つ当社は、いくつもの技術革新を経験し、その変化にいち早く対応してまいりました。日本初の国産蓄音機製造、日本初の国産SPプレスレコード発売、日本初のLPレコード発売、世界に先駆けたCDの発売、レコード会社初のサービスである携帯3キャリア対応の「モバイルコロムビア」など、新しい技術が生まれる度に、リーダーシップを発揮してまいりました。才能あるアーティストの素晴らしい音楽を、時代の流れに合ったカタチで世界中のリスナーにお届けすることが「コロムビア」の使命と考えております。

上記のような当社の使命のもと、音楽の伝達手段や形態が、SPレコードから始まり、LPレコード、CD、そして現在ではインターネット配信などへ多様化していくなかで、当社はアーティストとリスナーの間に立ち、時代のスピードと感覚に合わせ、皆様に愛される音楽をお届けしてまいりました。100年にわたって蓄積した演歌・歌謡曲、ジャズ・クラシックをはじめとし、アニメ、幼児教育、邦楽、J-POPといった多岐にわたるジャンルの膨大な「音源」を武器に、リスナーが本当に求めているものを、時代にあったカタチで創造し、提供していく力こそが、当社の企業価値の源泉となっています。当社の時代にあった音楽を創造していく力は、主に以下のような事項によって支えられています。

- ・ 100年にわたって蓄積した膨大な楽曲資産等のコンテンツ
- ・ 演歌・歌謡曲、ジャズ・クラシック、アニメ、幼児教育、邦楽、J-POPなどのジャンルで実績を残してきた老舗レコード会社としてのブランド力
- ・ 長い歴史の中で培われた作家やプロデューサー、アーティストとの良好な関係
- ・ 多くの変遷を経てきた音楽の提供に関するノウハウ
- ・ 新たな音楽の提供方法にチャレンジし、具現化していく人材と企業文化
- ・ 長年の信頼関係により構築してきた全国マスメディアとの良好な協力関係

2. 企業価値の向上に資する取組み

当社は、才能あるアーティストの素晴らしい音楽を、時代の流れに合ったカタチで世界中のリスナーにお届けするという使命を実現することにより、当社グループの企業価値、株主共同の利益を向上させることができると考え、各種取組みを進めております。

(1) 販売力の体制強化

マーケティングのプロ集団として長年培ってきたノウハウを活用し、音楽周辺ビジネスを含めた新規商材の開発・展開に積極的に取り組みながら、ひとつの会社として事業成長を目指す中で、新たな営業のあり方を模索・構築していくという方針のもと、営業部門独立のためコロムビア・マーケティング株式会社を設立しました。この結果、よりスピーディな意思決定のもと、市場のニーズに合った商品の販売を展開できる体制を整えました。

また、音楽配信を手掛けるデジタルビジネス部門を制作部門であるA&R本部内に移管いたしました。欧米で先行している月額定額制配信サービスなども近い将来日本において普及が予想されます。そのようなサービス展開にコンテンツを提供していくために重要となるのが、コンテンツにかかる権利であると

認識しております。これらの権利をコントロールできる制作陣に近い位置にデジタルビジネス部門を移管することで、スピード感をもって条件等を含めた意思決定を行うことのできる体制といたしました。

(2)顧客(リスナー)層の拡大

平成25年1月にはカラオケ愛好家・カラオケ教室関係者をターゲットとしたコロムビア歌謡アカデミー事業の運営を開始いたしました。これは、音楽文化・カラオケ文化のさらなる普及・向上を目指す事業であり、歌謡界の発展に寄与する事が期待されます。また、クラシック・ジャズにおけるアーティストのライブ演奏の場を広げるコンサート・クリエイティブ事業を新たにスタートしております。

また、当社の強みとして幼児教育分野での音楽作品を多数制作してまいりましたが、これを活かして、全国各地の小学校・幼稚園・保育園の先生方を対象にダンス実技講習会「コロムビア・キッズダンス講習会」の開催も積極的に進めております。

さらに、グループ間の事業シナジー実現に向けた取組みとして、音楽・映像作品の企画、制作、プロデュース、ファンクラブ運営、ライブ・イベント等の制作や管理を行う株式会社フューチャーレコーズを平成23年9月に設立しました。同社からは、既に複数のアーティストがデビューしております。

これらの取組みにより、当社がこれまで長い歴史の中で培ってきたブランド力や作家、アーティスト等との良好な関係を活かしつつ、より多くの方々に音楽を親しみ、楽しんでいただけることで、当社の事業の顧客となりうるリスナー層の拡大を目指しております。

(3)音楽流通の多様化に向けた対応

普及が進むスマートフォン向けの新サービスとして、平成24年7月に開始した「スマートパック」は、人気アーティストのヒット曲、ジャンルごとの人気企画、季節・時節などのテーマ別作品などをプチ・ベスト的にコンパイルし、ワンコイン感覚で配信するサービスです。当社が誇る豊富なジャンルから様々なラインアップを網羅しており、思わずまとめ買いしたくなる、気軽に買える定番アイテムを目指しております。

また、平成24年10月には、当社の公式モバイル音楽配信サイトである「モバイルコロムビア」をスマートフォンに対応させ、従来のフィーチャーフォンサイトの豊富なコンテンツはそのままに、当社が保有する約13万曲の中から厳選した着信音や音楽ダウンロードサービスの提供を開始しました。平成24年12月には、このモバイルコロムビアを用いたキッズコンテンツ専用サイト「コロムビアキッズランド」を開設し、子どもたちに向けた良質な音楽、映像の魅力、製作者の意図や想いをよりダイレクトに伝えられるようにしました。今後は、知育や感受性を高め、かつ親子で楽しめるコンテンツ配信を始める予定です。

以上のほか、タブレット端末向け幼児知育教材への音楽提供といった新たな取り組みも着実に進めております。

(4)360°戦略の推進

現在、当社は「リスナーが本当に求めているものを提供するには何ができるか」という本質に立ち返り、自社でアーティストを発掘・育成し、楽曲制作等の音楽活動だけにとどまらず、アーティスト活動の全てに積極関与していくという自己完結型のビジネスモデルである「360°戦略」を推進しております。当該戦略は、全ての面で当事者になることで、新たに見えてくることがあるという信念のもと、CDのセールスだけでなく、配信、ライブ・イベントの開催やグッズの開発・販売などを展開しております。

3.コーポレートガバナンスの整備

当社の取締役会のメンバー6名のうち半数の3名が社外取締役で構成されており、法令で定められた事項および経営上の重要事項を審議、決議するとともに、取締役の職務を監督しております。

また、経営監視機能として監査役会制度を採用しており、監査役3名のうち2名が社外監査役で構成され、適法性及び適正性の観点から、会計監査人並びに内部監査室と連携をとりながら、当社及びグループ会社の業務執行を監査しております。

さらに当社は、執行役員制度を導入することにより、管轄する事業や日常業務のより機動的な執行を図るとともに、最高執行責任者、最高財務責任者及び執行役員による業務執行会議を定期的に開催し、迅速な意思決定ができる体制となっております。

今後とも当社は、株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーにとって価値ある企業であり続けるために、継続的にコンプライアンスを徹底し、コーポレートガバナンスの維持、構築に努めてまいります。

〔 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み〕

1. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則、新株予約権を株主の皆様が無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、A. 特定株式保有者(下記1.(2) で定義されます。以下同じとします。)およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、B. 当社が本新株予約権の取得と引換えに特定株式保有者およびその関係者以外の株主の皆様に出資株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該特定株式保有者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希薄化される可能性があります。

(2) 本プランの発動に係る手続

対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社株券等の一定数以上の買付けその他の取得(1)の結果、

・当社の株券等(2)の保有者(3)が保有(4)する当社の株券等に係る株券等保有割合(5)の合計

・当社の株券等(6)の公開買付者(7)が所有(8)しまたは所有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者(9)が所有しまたは所有することとなる当社の株券等に係る株券等所有割合(10)の合計

・当社の株券等に関する特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下 において同じとします。)との間で当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者(11)に該当することとなるような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(12)を樹立する行為(13)を行っている場合において、当該特定の株主が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合(14)の合計

のいずれかが20%以上となる者(以下「特定株式保有者」といいます。)による当社株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案とします(なお、既に上記 ないし のいずれかが20%以上である者がさらに当社株券等の買付けその他の取得を行う場合もこれに含まれます。ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。)

- 1 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。なお、取得請求権付株式に係る取得請求権の行使または取得条項付株式の取得事由の発生により当社の株券等を取得する場合は含まれません。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下 において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
- 9 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- 10 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
- 11 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。
- 12 当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かは、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社の株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接または間接に及ぼす影響等を基礎に判定するものとします。
- 13 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、所定の行為がなされたか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 14 当該特定の株主が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合は、当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたと判定された当該他の株主を当該特定の株主の共同保有者とみなして当該他の株主の保有する当社の株券等を加算した当社の株券等の数を基礎として求められるものとします。

大量買付者に対する情報提供の要求

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を日本語で記載された書面により大量買付者から提供していただきます(ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。)。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に、適宜回答期限を定めたと行うこととします。

- ・大量買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者、大量買付者が実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立している者および(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容、および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。)
- ・大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- ・大量買付行為の目的(支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等(金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。))を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)、方法および内容(大量買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。)
- ・大量買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。)
- ・大量買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的な提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ・大量買付行為の後の当社グループの経営方針、経営者候補(当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策(ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。)
- ・大量買付行為の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ・大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- ・大量買付行為の後に当社の株券等を取得する予定がある場合または当社の株券等の上場廃止を企

図している場合には、その理由および内容

- ・大量買付行為に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡および権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容ならびに当該第三者の概要
- ・その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、速やかに株主の皆様の開示いたします。大量買付行為があった事実および大量買付者から当社取締役会に提供された情報等については、株主の皆様の判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様へ情報開示を行います。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者のいずれかに該当する者の中から当社取締役会が選任するものとします。社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとします。なお、独立委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行います。

大量買付行為の内容の検討・大量買付者との交渉・代替案の検討

・独立委員会への諮問

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断するために必要な水準を満たすものであると判断した場合(大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。)、当該大量買付者による大量買付行為に対する対抗措置の発動の是非その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上に関する事項について、独立委員会に対して諮問します。ただし、当社取締役会が相当と判断したときは、買付提案書の提出を受けるより前に、独立委員会に対し諮問することができるものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会への諮問を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様へ情報開示を行います。

・当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付提案書および独立委員会が追加的に提出を求めた本必要情報(もしあれば)が大量買付者から提出された結果、十分な情報を受領したと判断した場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、本必要情報の内容と当社取締役会の経営方針・事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上(原則として30日を上限とします。)、大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。))およびその根拠資料、代替案(もしあれば)その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

・独立委員会による検討等

独立委員会は、大量買付者および(当社取締役会に対して上記 に記載のとおり情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報等(追加的に提供を要求したものを含みます。)を受領したと合理的に認めた時点から原則として最長60日が経過するまでの間、大量買付行為の内容の検討、大量買付者と当社取締役会の経営方針・事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います(以下かかる独立委員会による情報収集および検討等に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。なお、やむを得ない事情がある場合、独立委員会は、必要な範囲内で独立委員会検討期間を最大30日間(当初の独立委員会検討期間の満了日の翌日から起算します。)延長することができるものとします。)。また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大量買付行為の内容を改善させるために必要であれば、直接または間接に、当該大量買付者と協議・交渉等を行い、または当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。なお、当社取締役会は、独立委員会が大量買付者および(当社取締役会に対して上記 に記載のとおり情報の提供を要求した場合には)当社取締役会からの情報等(追加的に提供を要求したものを含みます。)を受領したと合理的に認めた場合には、独立委員会検討期間が開始したことにつき速やかに株主の皆様には情報開示を行うとともに、独立委員会検討期間が延長された場合にはその旨、延長に係る期間および延長の理由を速やかに株主の皆様には開示するものとします。

大量買付者は、独立委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

対抗措置の発動の手続

独立委員会は、上記 の手続きに基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等(当社が費用を負担することとします。)の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会による勧告を受けた場合には、その内容を速やかに株主の皆様には開示するとともに、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否かの判断をするものといたします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、下記 に従い株主総会を開催し、当該株主総会の決議に従うものとします。

なお、当社取締役会が株主総会決議を経ることなく対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、社外取締役を含む当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様には情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

対抗措置の発動の条件

.大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じるものとします。

上記の場合において、独立委員会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとしていることを確認した場合、原則として可及的速やかに対抗措置の発動を勧告するものとします。ただし、当社取締役会が、大量買付行為の内容および態様等から見て、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく害される危険が切迫しており、独立委員会の勧告を得る時間的余裕がないと判断したときには、当社取締役会限りの判断で対抗措置を発動することができるものとします。

.大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものであると認めた場合には、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、また、必要に応じて株主総会の承認を得た上で、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値を毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するものに該当するものと考えます。

- a. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の買付けを行っている場合(いわゆるグリーンメイラーである場合)
- b. 会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株券等の買付けを行っている場合
- c. 会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株券等の買付けを行っている場合
- d. 会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける目的で当社の株券等の買付けを行っている場合
- e. 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買付けである場合
- f. 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に

設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行う等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合

g. 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合

h. 大量買付者がいわゆる反社会的組織またはその組織が支配・関与する個人・団体である場合等、公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合

i. 前各号のほか、以下のいずれも満たす買付けである場合

(ア) 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合

(イ) 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の毀損を回避することができないかまたはそのおそれがある場合

当社取締役会または株主総会による対抗措置の実施・不実施に関する決定

当社取締役会は、上記 または のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の実施または不実施に関する決定を行います(ただし、大量保有者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまたは行おうとする場合における一定の場合を除きます。)。

また、当社取締役会は、上記 の場合において独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、当社株主総会を開催することがあります。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大量買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当社取締役会は、対抗措置の実施または不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。大量買付者は、当社取締役会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで(当社取締役会が対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を問う株主総会を招集した場合には、株主総会が対抗措置の発動の是非について決議を行うまで)は大量買付行為を行うことができないものとします。

当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を実施すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合等、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の実施または中止に関する決定を行うことができます。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(3)対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則、平成25年5月21日に公表しました「会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」に関するお知らせ」における「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における、最終の株主名簿に記載又は記録された株主(ただし、当社を除きます。)に対し、その保有株式1株に

つき新株予約権 1 個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産(金銭とします。)の価額(行使価額)は 1 円であり、本新株予約権 1 個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)に対して当社普通株式 1 株が交付されます。ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。上記(1)に記載のとおり、本新株予約権の無償割当てのほか、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることがあります。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を実施した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時に株主の皆様に対する情報開示を行います。

(4)本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、平成25年 6 月21日開催の株主総会(本株主総会)において、買収防衛策導入等の決定機関に関する事項および新株予約権無償割当てに関する事項の決定機関に関する事項についての定款変更を経た上で、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に同日より発効することとし、その有効期限は平成28年 6 月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または 当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を得た上で、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは平成25年 5 月21日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

また、平成28年 6 月開催予定定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

(本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由))

本プランは、以下の理由により、上記 の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年 5 月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保

・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省の企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的として導入されていること

本プランは、上記 1. (2) に記載のとおり、当社株券等に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保または向上することを目的として導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、導入にあたり株主の皆様の意思を適切に反映させる機会を確保するため、本株主総会において株主の皆様の承認をいただくことを条件として導入されます。本株主総会において買収防衛策導入等の決定機関に関する事項および新株予約権無償割当てに関する事項の決定機関に関する事項についての定款変更案および本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案のいずれかが承認されない場合、本プランは導入されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の実施または不実施の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。従って、当該発動条件に従った対抗措置の実施は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記 1. (2) に記載のとおり、本プランの導入にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員は、厳格な基準の下で選任され、また、独立委員を解任するには当社取締役会において出席取締役の3分の2以上の賛成によらなければならないため、当社取締役会の恣意的な判断を遮断する高度な独立性、公平性が確保されております。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 1. (2) に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記 1. (2) および 1. (2) に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記 1.(4)に記載のとおり、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年であり、取締役の期差任期制は採用されていないため、本対応策は、取締役の交替を一度に行うことができず、買収防衛策の発動を阻止することが困難なスローハンド型買収防衛策にも該当しません。

なお、本プラン導入当初の独立委員会委員の氏名及び略歴、独立委員会規則の概要、新株予約権の要項、大量買付行為開始時のフローチャート等、買収防衛策の詳細につきましては、当社ホームページ(<http://columbia.jp/company>)において開示しております。

4 【事業等のリスク】

以下においては、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避および発生した場合の対応に努める所存であります。文中には、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

経済状況および市場環境

当社グループの主要な事業であるCD・DVD等の音楽・映像ソフト等の市販／配信事業および特販／通販事業は、製品を販売している地域・国での経済状況の影響を受けるほか、当社グループの製品の多くは、消費者にとって必ずしも必要不可欠なものとはいえず、市場の動向・消費者の嗜好・消費行動に大きく左右されます。このため、景気の後退、消費支出の縮小などにより音楽、映像関連産業全般の需要が減少する場合には、当社グループの経営成績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。違法コピー、違法ダウンロードなどの増加は、音楽・映像ソフトなどの販売が落ち込んできている要因の一つとみられており、音楽、映像関連産業全般の規模も縮小傾向にあるのが現状です。音楽、映像関連産業は縮小した市場で競争が激化しており、当社事業の売上・利益にも多大な影響があります。近年デジタル音楽配信の利用が一般化しており、当社グループはこの分野にも力を入れておりますが、この市場の拡大により音楽CDをはじめとする当社製品に売上減少の影響が生じる可能性があります。昨今の著作権法改正により、違法複製物のダウンロード自体が禁止され、違法ダウンロードの減少が期待されますが、違法な配信サイトからの違法ダウンロードが依然として高水準にあると思われ、これが売上に影響を及ぼすおそれがあります。さらに、音楽市場においては、低価格のCDが発売されるなど、価格競争が激化しており、業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

音楽作品・アーティスト

当社グループの事業の収益の多くは、人気のあるアーティストによるヒット作品の創出に依拠しており、当社グループの経営の安定および成長は、ヒットが見込めるアーティスト・音楽作品の創出に依存しております。当社グループは今後もお客様に受け入れられる新たなアーティストの発掘・開発をすすめていきますが、ヒット作品の創出は、消費者の嗜好・流行など複雑かつ不確実な要素があるため、ヒット作品の有無が、業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

業績計画

当社グループの売上および利益は、固定的かつ継続的に発生する収入の比率が低く、主として個々の音楽作品の販売状況により大きく左右されます。販売状況は、時代の流行や消費者の嗜好などさまざまな要因によって変化することから、過去の実績などから予測した販売予想を下回り、予定された業績計画が達成できない場合があります。また、音楽CDなどの作品は、アーティスト、プロダクション、製造販売受託先などの事情により、その制作が延期・中止されることがあり、当初の業績計画を下回る要因となる場合があります。このため、売上の見込みなど業績の予測が難しく、特定の四半期の収益の落ち込みなどが、業績計画を変更させ、経営成績に影響を与える可能性があります。また、製造販売受託事業においては、取引先の事情から委託先が当社グループから他社へ変更されることがあり、当初の業績計画を下回る要因となる場合があります。

再販売価格維持制度・還流防止措置

音楽CD・新聞・書籍などの著作物は、独占禁止法で法定再販物として再販売価格維持制度(“再販制度”)が認められています。同制度が永続的に存続する保証はありませんが、公正取引委員会は同制度を当面存置することが相当であるとの見解を公表しております。また、アジア地域などで販売する目的でライセンス契約に基づき現地生産された音楽CDを、我が国に輸入し安価に販売する行為に対して、著作権者等の利益を保護するため近年著作権法が改正され、海外で頒布する目的で生産された商業用レコードの輸入を一定の要件の下で禁止する、いわゆる還流防止措置が導入されています。今後、独占禁止法や著作権法の見直しがあった場合には、売上減少などの影響が生じる可能性があります。

返品

音楽CDなどの製品については再販制度がとられているため、小売店が自由に販売価格の設定ができないことから、小売店は製品を一定の範囲内で返品できる商慣行があります。このため、販売不振の製品については将来返品されるものがあります。当社グループは過去の返品実績などを基に適正に返品調整引当金の計上を行い、これに備えておりますが、予想外の販売不振などによる返品が発生した場合には、売上の減少・利益の減少など業績に影響が生じる可能性があります。

著作権

当社グループが権利を有する著作権、著作隣接権などの知的財産権は、当社グループが行う事業における強みとなっております。しかしながら、販売する楽曲や権利保有する楽曲などについて、第三者から権利を侵害される可能性や、また当社グループが意図せずに第三者の権利を侵害する可能性があります。このような著作権などに関する侵害は、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

年金制度

当社は、平成22年11月1日付にて、受給者向け税制適格退職年金制度を確定給付企業年金制度に移行いたしました。この結果、当社グループは、受給者向けには確定給付企業年金制度を、従業員向けには退職一時金制度と確定拠出年金制度を併用した年金制度を設けております。上記確定給付企業年金制度の移行にあたっては、給付水準の見直しを行い、退職給付債務と退職給付費用を削減するなど企業収益への影響を軽減いたしました。しかしながら、将来、年金資産の運用利回りが低下した場合や、退職給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、退職給付債務や退職給付費用が増加し、業績および財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の流出

個人情報の保護に関して、社内体制の整備と従業員のコンプライアンス意識の浸透を目的として、個人情報保護方針を制定するとともに、社内教育や情報システムのセキュリティ対策などを実施し、細心の注意を払っています。しかしながら、なんらかの事情により、個人情報が流出した場合には、社会的信用を失墜させ、業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

事業整理

当社は事業の見直しを適宜実施しており、これによって関連する資産の売却・処分を決定し実施した場合には損失が発生する可能性があります。他方、当社グループは他社との事業提携などを積極的に検討しておりますが、かかる事業提携などが業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

なお、重要事象等は存在しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) レコード原盤供給契約(提出会社)

下記相手方よりレコード原盤の供給を受け、音楽配信、コンパクトディスク、ミュージックテープおよびDVD等の複製販売をし、対価としてのロイヤルティを支払っております。

(株)NHKエデュケーショナル

また、下記相手先と共同にて原盤を制作し、音楽配信、コンパクトディスク、ミュージックテープおよびDVD等の複製販売をし、対価としてのロイヤルティを支払っております。

(株)長良音楽出版、(株)ソニー・ミュージックアーティスツ、東映(株)、
(株)テレビ朝日ミュージック、(株)フジパシフィック音楽出版、東映アニメーション音楽出版(株)、
(株)小学館ミュージックアンドデジタルエンタテインメント、(株)AKS、(有)イソノ音楽出版、
(株)フェイス、(株)バンダイナムコゲームス

(2) 会社分割(単独新設分割)

当社は、平成24年5月21日開催の取締役会において、平成24年10月1日を効力発生日として、当社のCD・DVD等の音楽・映像ソフトおよびゲーム関連ソフト等の販売に関する事業ならびに製造販売受託事業を会社分割し、新たに設立するコロムビア・マーケティング株式会社(以下「コロムビア・マーケティング」)に承継させることを決議し、平成24年6月22日開催の定時株主総会において承認されました。

会社分割の概要は、次のとおりであります。

会社分割の目的

CD・DVD等の音楽・映像ソフト市場は、全体として縮小傾向が続いており、多様なユーザーニーズやライフスタイルの変化と共に今後も大きく変化していくことが予想されております。

当社は、音楽・映像等ソフトの制作から販売までを一貫して手掛ける体制をとっておりましたが、今後は変化する市場に対して迅速に対応し、競争力のある効率的な営業体制を構築することが重要であると判断し、現行営業組織を会社分割により分社し、当社の完全子会社であるコロムビア・マーケティングを新たに設立することとしたものです。

会社分割の方式

当社を新設分割会社とし、コロムビア・マーケティングを新設分割設立会社とする分社型単独新設分割です。

分割期日

平成24年10月1日

分割に際して発行する株式および割当

コロムビア・マーケティングは、本会社分割に際して普通株式1,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたしました。

割当株式数の算定根拠

本公司分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本公司分割に際して発行される新設分割設立会社であるコロムビア・マーケティングの株式は全て、新設分割会社である当社に割当交付されました。コロムビア・マーケティングが当社に交付する株式の数につきましては、交付される株式の数いかによって当社の純資産に変動はありませんので、完全子会社となるコロムビア・マーケティングの効率的な管理を行う観点から決定いたしました。

分割する部門の平成24年3月期における経営成績

売上高 2,051百万円

分割する資産、負債の項目および金額(平成24年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	2,054	負債	304
固定資産	—	純資産	1,750
合計	2,054	合計	2,054

新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	コロムビア・マーケティング株式会社
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番40号
代表者の氏名	代表取締役社長 阿部 三代松
資本金	100百万円
純資産の額	1,750百万円
総資産の額	2,054百万円
事業の内容	CD・DVD等の音楽・映像ソフトおよびゲーム関連ソフト等の販売に関する事業ならびに製造販売受託事業

(注)純資産および総資産は、平成24年3月31日現在の数値をもとに記載しております。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたりまして、決算日における資産・負債の報告数値および報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りおよび判断に対しては、継続して評価を行っております。

見積りおよび判断については、過去の実績や様々な状況に応じて、合理的であると考えられる要因等に基づき行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は異なる場合があります。特に以下の重要な会計方針が、当社グループの連結財務諸表の作成において行われる見積りと判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

収益の認識

市販事業における製品に係る売上高は、製品がレコード特約店等に出荷された時点で認識し、総売上高から返品高を控除した純売上高を計上しております。

売上原価

原盤制作費

録音費、アーティスト印税、他社所有原盤権使用料などの原盤制作費は、関連作品に係る売上高を認識するまで資産計上し、同時点で原価に計上しております。関連作品の売上予定が無くなったと判断した場合、資産計上されていた原盤制作費は、その事由が判明した時点で全額原価として処理しております。

前払費用

前払費用にはアーティストに支払う契約金や前払印税が含まれております。

契約金は契約期間に対応して償却を行っており、前払印税は売上高に対応して原価計上し、また個々のアーティストの過去の作品の販売実績等に基づく販売見込み額を勘案し、予想される将来の売上高に対応して原価計上しております。

返品制度と返品調整引当金

著作権保護の観点から著作物であるCD等に関しては、レコード会社が市場での販売価格を定め、小売店が決められた定価で販売する再販売価格維持制度が定められております。これを背景として、一般にレコード会社と特約店等との販売契約において、レコード会社に製品を返品することができる旨約定されております。このため当社は将来の返品に備えて、過去の返品実績に基づく合理的な見積りにより算出した返品調整引当金を計上しております。

貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、取引先の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる場合があります。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、退職給付引当金を計上しております。

なお、当社は平成22年11月1日付にて、受給者向け税制適格退職年金制度を確定給付企業年金制度に移行いたしました。この結果、当社および一部の子会社においては、受給者向けには確定給付企業年金制度を、従業員向けには退職慰労金支給規程に基づく退職一時金制度と確定拠出年金制度を併用した年金制度を採用しております。

退職給付費用および債務は数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の報酬水準、退職率、死亡率および年金資産の期待収益率などが含まれております。割引率は日本証券業協会の「格付けマトリクス表」によるダブルA格相当以上を得ている社債の利回りを勘案して算出しており、年金資産の期待収益率は年金資産が投資されている資産の種類毎の中期期待収益率に基づいて算出しております。将来、年金資産の運用利回りが低下した場合や、退職給付債務を計算する前提となる数理上の前提・仮定に変更があった場合には、退職給付債務や退職給付費用が増加し、影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ2.5%減少し143億1千1百万円、営業利益は5億3千4百万円(前年度は5億1千3百万円)、経常利益は5億9千1百万円(前年度は5億3千4百万円)、当期純利益は3億5千9百万円(前年度は4億6千3百万円)となり、4期連続黒字を実現いたしました。

売上高

連結売上高は、市販 / 配信事業において、J-POP作品を中心とした配信売上の減少、および米国音楽制作子会社における大型作品の売上低迷等があったものの、アニメ関連作品、クラシック作品、およびゲームソフトが売上に貢献したことにより、143億1千1百万円(前年度に比べ2.5%減)となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は、前連結会計年度に比べ2.2%減少し82億8百万円となりましたが、売上高に対する売上原価の比率(原価率)は、前連結会計年度に比べ0.3ポイント増加し、57.4%となりました。また、販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ3.6%減少し55億6千8百万円となりました。

営業利益

以上の結果、営業利益は5億3千4百万円(前年度は5億1千3百万円)となりました。

営業外収益および営業外費用

営業外収益は、前連結会計年度に比べ165.8%増加し1億1千3百万円となりました。営業外費用は、前連結会計年度に比べ159.3%増加し5千6百万円となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は5億9千1百万円(前年度は5億3千4百万円)となりました。

特別利益および特別損失

特別利益は前連結会計年度の3百万円から1百万円となりました。特別損失は前連結会計年度の1百万円から1億1千3百万円となりました。

税金等調整前当期純利益

以上の結果、税金等調整前当期純利益は4億7千9百万円(前連結会計年度は5億3千6百万円)となりました。

法人税等

法人税等は、前連結会計年度の7千3百万円から1億2千万円となりました。また、税効果会計適用後の法人税等の負担率は、前連結会計年度の13.6%から25.1%になりました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は3億5千9百万円(前年度は4億6千3百万円)となりました。

(3) 資本の財源および資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2〔事業の状況〕1〔業績等の概要〕(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は53百万円ではありますが、資産を事業セグメント別に配分しておりませんので、セグメントごとの設備投資については記載しておりません。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

提出会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名 称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械及び 装 置	工具 器具及び 備品	リース 資 産	合計	
本社所在部門 (東京都港区)	—	事務所内装及びパソコン機器等	185	0	14	107	308	217

(注) 1 金額は帳簿価額によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 資産を事業セグメント別に配分しておりませんので、セグメントごとの設備の内容については記載しておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当社グループの設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、グループ全体で重複投資とならないよう、提出会社を中心に調整を図っております。

なお、重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	369,000,000
A 種優先株式	93,000,000
計	462,000,000

【発行済株式】

種 類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年 3 月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年 6 月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内 容
普通株式	185,510,651	185,510,651	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数：1,000株
A 種優先株式	76,924,000	76,924,000	—	(注) 単元株式数：1,000株
計	262,434,651	262,434,651	—	—

(注) A 種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1 優先配当金及びその上限額

- (1) 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載の A 種優先株式を有する株主(以下「A 種優先株主」という。)
又は A 種優先株式の登録株式質権者(以下「A 種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有す
る株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」とい
う。)に先立ち、1 株につき 1 円95銭を上限として A 種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額
(但し、本規定に従い、優先期末配当金の額が調整された場合には、調整後の金額とする。以下「優先期末配
当金」という。)を支払う。後記 2 に規定される累積未払配当金がある場合には、累積未払配当金を優先し
て支払う。

- (2) 当社は、当該事業年度中に設けられた基準日より、後記 1 (3)に規定する期中配当に関する決議がなされ
た場合においては、前記 1 (1)に規定する優先期末配当金からかかる優先期中配当金(後記 1 (3)に規定す
る。)の総額を控除した額の金銭を優先期末配当金として支払う。但し、各期中配当の基準日の翌日から当
該事業年度最終の日までの間に、後記 6 の規定により優先期末配当金が調整された場合に控除すべき優先
期中配当金の総額は、次式によって調整された後の優先期中配当金の総額とする。

$$\text{調整後優先期中配当金} = \text{調整前優先期中配当金} \times \frac{\text{当該事業年度最終の日における優先期末配当金の額}}{\text{各期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}$$

- (3) 当社は、事業年度最終の日以外を基準日とする配当(以下「期中配当」という。)を行うときは、A 種優先株
主又は A 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1 株につき次式に
よって算定された額の金銭(円位未満小数第 3 位以下は切り捨てるものとする。以下「優先期中配当金」
という。)を支払う。但し、前記 1 (1)に基づき、直前の事業年度に関して A 種優先株主又は A 種優先登録株
式質権者に対して支払われるべき優先期末配当金の全部の配当に関する決議がなされない限り、当社は期
中配当を行うことができない。

$$\text{優先期中配当金} = \text{優先期末配当金} \times \frac{\text{当該事業年度の経過月数}}{12} \quad (\text{当該期中配当の基準日を含む月を算入する。})$$

- (4) 前記 1 (3)の規定にかかわらず、当該期中配当の基準日を含む事業年度中の日を基準日とする期中配当に関する決議が既になされた場合においては、当社は、前記 1 (3)の規定に従い算出された優先期中配当金から、既に決議された期中配当にかかる優先期中配当金の総額を控除した額の金銭を支払う。但し、既に行われた各期中配当の基準日の翌日から当該期中配当の基準日までの間に、後記 6 の規定により優先期末配当金が調整された場合に控除すべき優先期中配当金の総額は、次式によって調整された後の優先期中配当金の総額とする。

$$\text{調整後優先期中配当金} = \text{調整前優先期中配当金} \times \frac{\text{当該期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}{\text{各期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}$$

- (5) 優先期末配当金及び優先期中配当金は、A 種優先株式発行後 2 年以内に開始する事業年度(以下「優先配当事業年度」という。)に関してのみ支払うものとし、最終優先配当事業年度の翌事業年度以降については支払わない。但し、当社は、後記 2 に基づく累積未払配当金を、優先配当事業年度及びそれ以降に到来する事業年度の剰余金の配当として支払うことができ、最終優先配当事業年度の翌事業年度以降について、さらに、その剰余から剰余金の配当を行うときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1 株につき同額の剰余金の配当を行う。

2 累積条項

当社は、前記 1 (1)に基づき、優先配当事業年度に関して A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して支払われるべき優先期末配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する(以下その不足額を「累積未払配当金」という。)。当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対し、累積未払配当金を支払う。

3 参加条項

当社は、優先配当事業年度に関し、優先期末配当金が支払われた後に剰余から剰余金の配当を行うときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該優先期末配当金と同額に至るまで剰余金の配当を行うことができ、さらに剰余から剰余金の配当を行うときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1 株につき同額の剰余金の配当を行う。また、当社は、優先期中配当金が支払われた後に、普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該優先期中配当金と同額に至るまで、期中配当として剰余金の配当を行うことができ、同一の基準日により期中配当としてさらに剰余から剰余金の配当を行うときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1 株につき同額の剰余金の配当を行う。

4 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配をするときは、A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対して、1 株につき 65 円 65 銭及び累積未払配当金相当額を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。但し、1 株につき 65 円 65 銭の金額は、後記 6 (1)ないし(8)の事由が生じたときは、後記 6 (1)ないし(8)を準用して調整する。
- (2) A 種優先株主又は A 種優先登録株式質権者に対しては、前記 4 (1)のほか残余財産の分配を行わない。

5 議決権

A 種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

6 株式の分割又は併合、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及び A 種優先株式ごとに、同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を付与するときは、
() 普通株主には普通株式の募集株式の割当てを受ける権利又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A 種優先株主にはその所有する A 種優先株式と同一種類の A 種優先株式(以下「本優先株式」という。)の募集株式の割当てを受ける権利又はかかる A 種優先株式を目的とする新株予約権(以下「本優先新株予約権」という。)の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で付与することあるいは
() 普通株主と A 種優先株主の双方に普通株式の募集株式の割当てを受ける権利又は普通株式を目的とする募集新株予約権の割当てを受ける権利を同時に同一割合で付与することによりこれを行う。
- (3) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A 種優先株主には本優先株式又は本優先新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で行う。
- (4) 株式の分割が行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の 1 株当たり優先期末配当金}}{\text{優先期末配当金}} \times \frac{\text{株式の分割による増加優先株式数}}{\text{株式の分割後の優先株式数}}$$

- (5) 株式の併合が行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の 1 株当たり優先期末配当金}}{\text{優先期末配当金}} \times \frac{\text{株式の併合による減少優先株式数}}{\text{株式の併合後の優先株式数}}$$

- (6) A種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利を付与して本優先株式の発行若しくは処分が行われたとき又は株式無償割当てが行われたときは、A種優先株式に対する優先期末配当金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。なお、A種優先株式の時価は、適正な価額を取締役会が定める。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金} \times \frac{\text{新規発行又は処分された本優先株式数}}{\text{既発行の優先株式数(自己株式を除く。) + 新規発行又は処分された本優先株式数}} \times \frac{\text{優先株式時価} - \text{新規発行又は処分された本優先株式払込価額}}{\text{優先株式時価}}$$

- (7) A種優先株主に本新株予約権の割当てを受ける権利を付与して本新株予約権が発行若しくは処分されたとき又は新株予約権無償割当てが行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金} \times \frac{\text{発行又は処分された本新株予約権の行使による増加優先株式数}}{\text{既発行の優先株式数(自己株式を除く。) + 発行又は処分された本新株予約権の行使による増加優先株式数}} \times \frac{\text{優先株式時価} - \text{本新株予約権の行使価額}}{\text{優先株式時価}}$$

- (8) 前記6(4)ないし(7)における調整額の算定については、円位未満小数第3位以下は切り捨てる。

7 A種優先株式の取得

当社は、法令の定めに従い、A種優先株主との合意により、いつでもA種優先株式を取得することができる。

8 A種優先株式の取得と引換えにする普通株式の交付の請求

A種優先株主は、以下に定める取得請求をし得べき期間中、以下に定める取得の条件により、当社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得の条件

当初取得価額

取得価額は、当初は65円とする。

平成14年7月23日付で取得価額を調整し、調整後取得価額は59円となっている。

取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式発行後2年以内に到来する毎月最初の東京証券取引所の取引日(以下「修正日」という。)に、次のうちのいずれか低い方の価格に修正される。

ア) 修正日直前における取得価額

イ) 修正日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)

取得価額の調整

ア) A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数(自己株式を除く。)} + \frac{\text{新規発行又は処分された普通株式数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行の普通株式数(自己株式を除く。) + 新規発行又は処分された普通株式数}}$$

- (a) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る払込金額をもって普通株式の発行等(無償割当てを含む。)を行う場合、調整後の取得価額は、払込期日の翌日又は払込期間の最終日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。
- (c) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる証券を発行する場合、調整後の取得価額は、その証券の発行日に、また、募集のための株主割当ての基準日がある場合はその日の終りに、発行される証券の総額が取得されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は株主割当ての基準日の翌日以降、これを適用する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合、調整後の取得価額は、新株予約権の発行の日の終りに、その証券に付与された当社の普通株式の交付を請求できる権利の全部が行使されたものとみなし、その払込(無償にて発行される場合は割当日)の翌日以降、これを適用する。
- イ) 前記ア)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、同一の事業年度中の日を基準日とする優先期末配当金相当額を超える配当、時価を超える価格での普通株式の有償取得又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額に調整される。
- ウ) 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当ての基準日がある場合はその日、また、株主割当ての基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日の1か月前の日(但し、株式分割を行う場合には、株式の分割に係る基準日)における当社の発行済の普通株式数とする。
- エ) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価は、調整後の取得価額を適用する日(但し、前記ア)(b)但し書に示される株式の分割を行う場合は株式の分割に係る基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- オ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
- 取得と引換えに交付すべき普通株式数
- A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は次のとおりとする。
- $$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得と引換えにする普通株式の交付請求のために提供するA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$
- 取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 取得と引換えに交付する株式
当社普通株式とする。
- (2) 取得請求をし得べき期間
平成13年10月3日から平成25年10月2日までとする。
- 9 A種優先株式の一斉取得と引換えにする普通株式の交付
取得請求し得べき期間中に取得請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における前記8の取得価額で除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
- 10 種類株主総会の決議
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

(第4回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成15年7月31日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	30個 (注) 1	30個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株	30,000株
新株予約権の行使時の払込金額	105円 (注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成15年7月31日から 平成25年7月30日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 105円 資本組入額 53円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第8回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成16年5月19日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	100個 (注) 1	100個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	111円 (注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成16年5月19日から 平成26年5月18日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 111円 資本組入額 56円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第9回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)・取締役会決議日(平成16年6月29日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	80個 (注) 1	80個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	80,000株	80,000株
新株予約権の行使時の払込金額	119円 (注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日から 平成26年6月28日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 119円 資本組入額 60円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第10回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)・取締役会決議日(平成17年3月31日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	90個 (注) 1	90個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株	90,000株
新株予約権の行使時の払込金額	107円 (注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成27年3月31日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 107円 資本組入額 54円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第11回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年 6 月29日)・取締役会決議日(平成17年 6 月29日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	240個 (注) 1	240個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	240,000株	240,000株
新株予約権の行使時の払込金額	110円 (注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月29日から 平成27年 6 月28日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 110円 資本組入額 55円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第12回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年 6 月29日)・取締役会決議日(平成17年 6 月29日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	100個 (注) 1	100個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	100円 (注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成17年 6 月29日から 平成27年 6 月28日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 100円 資本組入額 50円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第13回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年 6 月29日)・取締役会決議日(平成18年 3 月30日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	200個 (注) 1	200個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株	200,000株
新株予約権の行使時の払込金額	144円 (注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成18年 3 月30日から 平成28年 3 月29日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 144円 資本組入額 72円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第14回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年 6 月29日)・取締役会決議日(平成18年 4 月26日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	90個 (注) 1	90個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株	90,000株
新株予約権の行使時の払込金額	150円(注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成18年 6 月26日から 平成28年 4 月25日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 150円 資本組入額 75円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第15回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年 6 月29日)・取締役会決議日(平成18年 4 月26日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	200個 (注) 1	200個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	200,000株	200,000株
新株予約権の行使時の払込金額	157円(注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成19年 7 月 2 日から 平成27年 6 月29日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 157円 資本組入額 79円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

当社は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

(第16回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年 6 月28日)・取締役会決議日(平成18年 6 月28日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	20個 (注) 1	20個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株	20,000株
新株予約権の行使時の払込金額	122円(注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成18年 9 月 1 日から 平成28年 6 月30日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 122円 資本組入額 61円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第17回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年 6 月28日)・取締役会決議日(平成19年 5 月15日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	500個 (注) 1	500個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	107円(注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成19年 7 月15日から 平成29年 5 月14日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 107円 資本組入額 54円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第18回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年 6 月28日)・取締役会決議日(平成19年 5 月15日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	410個 (注) 1	410個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	410,000株	410,000株
新株予約権の行使時の払込金額	111円(注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成21年 5 月16日から 平成28年 6 月28日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 111円 資本組入額 56円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第20回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成19年 6 月29日)・取締役会決議日(平成20年 2 月27日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	100個 (注) 1	100個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	65円(注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成20年 3 月28日から 平成30年 2 月27日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 65円 資本組入額 33円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(第22回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成21年 6 月24日)・取締役会決議日(平成21年 6 月24日)		
	事業年度末現在 (平成25年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)
新株予約権の数	570個 (注) 1	570個 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数	570,000株	570,000株
新株予約権の行使時の払込金額	38円(注) 2	同 左
新株予約権の行使期間	平成21年 8 月 1 日から 平成31年 6 月30日まで	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 38円 資本組入額 19円	同 左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 4	同 左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 5	同 左

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的たる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、1 株当たりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てます。但し、第15回、第18回新株予約権については、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が 1 株当たりの行使価額を適切に調整できるものとします。

- 3 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。

- (1) 本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとします。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の 1 単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができます。
- (2) その他の詳細や制限等は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社及び被割当事者間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによるものとします。

- 4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

- 5 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換または当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合には、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうることがあります。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとします。

- (a) 新株予約権の目的である株式
合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の同種の株式
- (b) 新株予約権の目的である株式の数
合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。
調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てます。
- (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)
合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。
調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
- (d) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めます。
- (e) 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年 7月13日 (注) 1	16,948	277,818	—	1,000,000	—	—
平成22年 8月16日 (注) 2	15,384	262,434	—	1,000,000	—	—

(注) 1 A種優先株式の取得請求権の行使に対し、普通株式を交付したことによる増加であります。

2 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成25年 3月31日現在

区 分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	21	40	126	45	12	13,242	13,486	—
所有株式数 (単元)	—	20,771	11,779	20,956	5,569	67	125,922	185,064	446,651
所有株式数 の割合(%)	—	11.22	6.36	11.32	3.01	0.04	68.05	100.00	—

(注) 自己株式240,314株は「個人その他」に240単元及び「単元未満株式の状況」に314株含めて記載しております。なお、自己株式の実保有高240,314株は、株主名簿記載上の株式数と同一であります。

A種優先株式

平成25年 3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	76,924	—	—	—	76,924	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	100.00	—	—	—	100.00	—

(注) A種優先株主は普通株式を所有しております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社フェイス	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 - 1 井門明治安田生命ビル	81,888	31.20
株式会社第一興商	東京都品川区北品川 5 丁目 5 - 26	12,453	4.75
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 2 - 10	4,776	1.82
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 - 1	2,500	0.95
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1 丁目 4	1,972	0.75
JPMCB NA ITS LONDON CLIENTS AC MORGAN STANLEY AND CO INTERNATIONAL LIMITED (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	25. CABOT SQUARE, LONDON E14 4QA, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島 4 丁目16 - 13)	1,939	0.74
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口 6)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	1,734	0.66
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口 3)	東京都中央区晴海 1 丁目 8 - 11	1,631	0.62
楽天証券株式会社	東京都品川区東品川 4 丁目12番 3 号	1,565	0.60
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 - 2	1,550	0.59
計	—	112,008	42.68

(注) 上記大株主の状況は、平成25年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年 3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 240,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 184,824,000	184,824	同上
	A種優先株式 76,924,000	76,924	(注) 2
単元未満株式	普通株式 446,651(注) 1	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	262,434,651	—	—
総株主の議決権	—	261,748	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式314株が含まれております。

2 A種優先株式の内容については、「第4〔提出会社の状況〕1〔株式等の状況〕(1)〔株式の総数等〕〔発行済株式〕」の注記に記載のとおりであります。

【自己株式等】

平成25年 3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 日本コロムビア株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目 1番40号	240,000	—	240,000	0.09
計	—	240,000	—	240,000	0.09

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株引受権方式によるストックオプション制度を採用しておりましたが、すべて失効いたしました。

なお、当該制度は、旧商法第280条ノ19第1項および当社定款旧第7条の規定に基づき、当社取締役および使用人の一部に対して付与することを平成14年1月30日開催の臨時株主総会において特別決議されたものであります。

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成15年6月27日、平成16年6月29日、平成17年6月29日の定時株主総会において、また、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、平成18年6月28日、平成19年6月29日、平成20年6月25日開催の定時株主総会において、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、特別決議されたものであります。

なお、旧商法第280条ノ21の規定に基づき平成14年6月27日の定時株主総会において、また、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき平成21年6月24日開催の定時株主総会において、株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき特別決議され、発行された第1回～第3回新株予約権および第21回新株予約権は、すべて失効いたしました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分および人数	当社執行役(5名) 当社使用人(3名) 子会社取締役(1名)
株式の種類	普通株式
株式の数()	1,105,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(2)〔新株予約権等の状況〕第4回、第8回新株予約権に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

() 平成25年3月31日現在におきましては、付与対象者は退職により6名減少し、3名であり、新株発行予定数は、975,000株失効し、130,000株であります。なお、第5回～第7回新株予約権はすべて失効いたしました。

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分および人数	当社取締役(1名) 当社執行役(3名) 当社使用人(7名)
株式の種類	普通株式
株式の数()	440,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(2)〔新株予約権等の状況〕第9回、第10回新株予約権に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

() 平成25年3月31日現在におきましては、付与対象者は退職により6名減少し、5名であり、新株発行予定数は、270,000株失効し、170,000株であります。

決議年月日	平成17年 6 月29日
付与対象者の区分および人数	当社取締役(1 名) 当社執行役(4 名) 当社使用人(4 名)
株式の種類	普通株式
株式の数	880,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(2)〔新株予約権等の状況〕第11回～第14回新株予約権に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

() 平成25年 3 月31日現在におきましては、付与対象者は退職により 1 名減少し、8 名であり、新株発行予定数は、250,000株失効し、630,000株であります。

決議年月日	平成17年 6 月29日
付与対象者の区分および人数	当社使用人(15名)
株式の種類	普通株式
株式の数()	300,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(2)〔新株予約権等の状況〕第15回新株予約権に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

() 平成25年 3 月31日現在におきましては、付与対象者は退職により 5 名減少し、10名であり、新株発行予定数は、100,000株失効し、200,000株であります。

決議年月日	平成18年 6 月28日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役(12名)
株式の種類	普通株式
株式の数()	1,380,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(2)〔新株予約権等の状況〕第16回、第17回新株予約権に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

() 平成25年 3 月31日現在におきましては、付与対象者は退職により 6 名減少し、6 名であり、新株発行予定数は、860,000株失効し、520,000株であります。

決議年月日	平成18年 6 月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人(20名) 子会社使用人(1 名)
株式の種類	普通株式
株式の数()	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(2)〔新株予約権等の状況〕第18回新株予約権に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

() 平成25年 3 月31日現在におきましては、付与対象者は退職により 5 名減少し、16名であり、新株発行予定数は、90,000株失効し、410,000株であります。

決議年月日	平成19年 6 月29日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役(1 名) 子会社取締役(1 名)
株式の種類	普通株式
株式の数	150,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(2)〔新株予約権等の状況〕第20回新株予約権に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

() 平成25年 3 月31日現在におきましては、付与対象者は退職により 1 名減少し、1 名であり、新株発行予定数は、50,000株失効し、100,000株であります。なお、第19回新株予約権はすべて失効いたしました。

決議年月日	平成21年 6 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役(4 名) 当社使用人(3 名) 当社取引先(1 社)
株式の種類	普通株式
株式の数	1,070,000株
新株予約権の行使時の払込金額	(2)〔新株予約権等の状況〕第22回新株予約権に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

() 平成25年 3 月31日現在におきましては、付与対象者はコンサルティング契約終了に関する契約に基づき 1 社減少し、7 名であり、新株発行予定数は、500,000株失効し、570,000株であります。なお、第23回新株予約権はすべて失効いたしました。

(注) 1 本新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する当社普通株式 1 株当たりの価額(以下「行使価額」といいます。)に付与株式数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の発行に関する取締役会決議の日を含む前 3 ヶ月の各日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値のいずれかとします。

なお、当社が株式の併合または分割をする場合、以下に定める算式により、行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の併合または分割の比率}}$$

上記の他、本新株予約権の割当日後に、当社について株式または新株予約権の無償割当て、合併、会社分割その他これらに準じる事象が発生した場合で、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が行使価額を適切に調整することができます。

(注) 2 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換または当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合には、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されうることがあります。

この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとします。

(a) 新株予約権の目的である株式

合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の同種の株式

(b) 新株予約権の目的である株式の数

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。

調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てます。

(c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)

合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。

調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げます。

(d) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等

吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めます。

(e) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要します。

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

1 . 従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員の財産形成の一助とすることを目的として、従業員持株会制度を、また取締役、執行役員、監査役および相談役(以下、役員等といいます)に当社株式の保有を奨励することを目的として、役員等持株会制度を導入しております。

当該制度では、会員となった従業員および役員等からの拠出金ならびに配当金を原資とし、定期的に市場において株式の買付けを行っております。

2．従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

特に定めておりません。

3．当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

持株会への入会を希望する従業員および役員等

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	4,780	157
当期間における取得自己株式	1,675	77

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	240,314	—	241,989	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、安定した配当の維持を基本とし、将来の事業展開に備え内部留保の充実を図りつつ、業績および今後の見通しなどを総合的に勘案し、配当を行うことをその方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は取締役会です。また、当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期のA種優先株式の配当につきましては、定款第11条の定めに基づく優先配当事業年度における優先期末配当金が未払いのまま累積していましたが、当期において4期連続の黒字を計上したこと等に鑑み、定款第11条で定めた所定の計算に基づき、当期末配当として1株当たり3.90円の優先配当を実施することといたしました。

当期の普通株式の配当につきましては、上記のとおり4期連続して黒字を計上したものの、上記優先配当実施後の純資産残高は、継続的かつ安定的な配当を実施するには十分でないと判断いたしました。したがって、当期末は誠に遺憾ながら見送りとさせていただくことといたしました。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成25年5月14日 取締役会決議	A種優先株式	300	3.90

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回 次	第158期	第159期	第160期	第161期	第162期
決算年月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月	平成25年 3 月
最高(円)	92	55	57	43	58
最低(円)	16	23	21	25	21

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月 別	平成24年10月	11月	12月	平成25年 1 月	2 月	3 月
最高(円)	24	27	32	58	50	45
最低(円)	21	22	24	30	38	38

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

5 【役員の状況】

役 名	職 名	氏 名	生年月日	略 歴	任期	所有株式 数(株)
取締役会長	—	平 澤 創	昭和42年3月26日生	平成2年4月 任天堂㈱入社 平成4年10月 ㈱フェイス創業 代表取締役社長(現任) 平成15年3月 ㈱ハ創代表取締役(現任) 平成16年8月 ㈱パソナ取締役 平成19年12月 ㈱パソナグループ取締役(現任) 平成22年4月 当社取締役 当社取締役会会長 平成22年6月 ㈱ベネフィット・ワン取締役 (現任) 当社取締役会長(現任)	(注) 3	32,000
代表取締役 社 長	最高執行 責任者	原 康 晴	昭和34年9月7日生	昭和57年4月 当社入社 平成16年4月 当社コロムビアハウス ディビジョ ンプレジデント 平成17年6月 当社執行役 平成17年11月 当社A & R本部コロムビアハウス制 作部長 平成21年5月 当社代表執行役社長 当社最高執行責任者(現任) 当社A & R本部長 平成22年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注) 3	55,000
取締役	最高財務 責任者 兼 財務本部長 兼 管理本部長	阿 部 敏 則	昭和40年8月14日生	平成元年4月 住友金属工業㈱(現新日鐵住金㈱) 入社 平成13年3月 コナミ㈱入社 平成18年5月 ㈱フェイス入社 平成19年1月 同社執行役員兼国内経営企画室長 平成20年4月 同社上席執行役員兼経営企画室長 平成20年6月 ㈱ウェブマネー取締役 平成22年4月 当社取締役(現任) 平成22年6月 当社経営企画部長 平成23年4月 当社管理本部長(現任) 平成24年6月 当社最高財務責任者(現任) 当社財務本部長(現任)	(注) 3	21,000
取締役	—	佐 伯 次 郎	昭和34年6月2日生	昭和58年4月 ㈱熊谷組入社 平成14年6月 当社入社 平成14年10月 当社財務経理本部長 平成15年6月 当社執行役 平成16年6月 当社常務執行役 平成17年6月 当社最高財務責任者 平成19年6月 当社専務執行役 平成22年6月 当社専務取締役 平成23年4月 当社財務本部長 平成24年6月 当社取締役(現任) ㈱フェイス取締役最高財務責任者 兼管理本部長(現任) 平成25年4月 ㈱エンターメディア監査役(現任)	(注) 3	21,000

役 名	職 名	氏 名	生年月日	略 歴	任期	所有株式 数(株)
取締役	—	南 部 靖 之	昭和27年 1 月 5 日生	昭和51年 2 月 (株)マンパワーセンター(現(株)南部エ ンタープライズ)設立 同社専務取締役 平成 3 年 4 月 (株)テンポラリーセンター(現(株)南部 エンタープライズ)代表取締役 平成 4 年 3 月 (株)パソナサンライズ(現(株)パソナ) 代表取締役 平成 8 年 3 月 (株)ベネフィット・ワン取締役 平成11年 4 月 (株)パソナ(現(株)南部エンタープライ ズ)代表取締役社長 平成12年 6 月 (株)パソナ代表取締役グループ代表 (株)ベネフィット・ワン代表取締役会 長 平成13年 6 月 (株)ベネフィット・ワン取締役会長 平成13年 8 月 同社取締役 平成16年 6 月 (株)パソナ代表取締役グループ代表営 業総本部長 平成16年 8 月 同社代表取締役グループ代表 兼社長営業総本部長 平成19年12月 同社代表取締役 (株)パソナグループ代表取締役グルー プ代表兼社長(現任) 平成22年 6 月 (株)ベネフィット・ワン取締役会長 (現任) 平成23年 8 月 (株)パソナ代表取締役会長(現任) 平成24年 6 月 当社取締役(現任)	(注) 3	2,000
取締役	-	吉 田 眞 市	昭和43年 3 月10日生	平成 3 年 4 月 伊藤忠商事(株)入社 平成15年 1 月 (株)ブロッコリー入社 平成15年 5 月 同社取締役 平成16年 5 月 同社常務取締役 平成17年 5 月 同社代表取締役社長 平成19年 6 月 (株)磐梯インベストメンツディレクター 平成21年 1 月 (株)フェイス上席執行役員 平成21年 2 月 ギガネットワークス(株)(現(株)フェイ ス・ワンダワークス)取締役 平成21年 4 月 同社代表取締役社長 平成22年 4 月 当社取締役 平成22年 5 月 グッディポイント(株)取締役 平成22年 6 月 (株)ウェブマネー代表取締役社長 平成25年 6 月 当社取締役(現任)	(注) 3	7,000

役 名	職 名	氏 名	生年月日	略 歴	任期	所有株式 数(株)
常勤監査役	-	長 吉 晋	昭和32年 3 月 2 日生	昭和56年 4 月 (株)熊谷組入社 平成15年 9 月 当社入社 平成17年 1 月 当社経営企画部長 平成18年 4 月 当社理事 平成18年 6 月 当社執行役 平成22年 6 月 当社常勤監査役(現任) (株)ウェブマネー監査役 平成23年 8 月 キャッチメディアジャパン(株)監査役 (現任) 平成23年 9 月 (株)フェイス・ワンダワークス監査役 (現任)	(注) 4	42,000
監査役	-	本 多 清	昭和16年11月15日生	昭和40年 4 月 (株)富士銀行入行 平成 3 年 7 月 同行大阪支店長 平成 5 年 6 月 同行取締役大阪支店長兼大阪営業第 一部長 平成 6 年 5 月 同行取締役 平成 6 年 6 月 (株)タカラ取締役副社長 平成12年 6 月 日本カーリット(株)常勤監査役 平成18年 7 月 千秋商事(株)監査役 平成19年11月 同社顧問 平成20年 6 月 (株)ウェブマネー常勤監査役 平成22年 6 月 当社監査役(現任) 平成23年 6 月 (株)ウェブマネー監査役	(注) 4	6,000
監査役	-	菅 谷 貴 子	昭和47年 9 月20日生	平成14年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 山田秀雄法律事務所(現山田・尾崎 法律事務所)加入(現任) 平成16年 9 月 慶應義塾大学大学院法務研究科非常 勤嘱託職員 平成18年 6 月 (株)キーウォーカー監査役(現任) 公益社団法人全国民営職業紹介事業 協会理事(現任) 平成18年12月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科客員 教授 平成19年 4 月 特例財団法人楠田育英会理事 平成19年 6 月 (株)フェイス監査役(現任) 平成19年 8 月 メディアスティック(株)監査役 平成22年 3 月 特例財団法人楠田育英会常務理事 (現任) 平成22年 4 月 桐蔭横浜大学大学院法務研究科准教授 (現任) 平成22年 6 月 当社監査役(現任)	(注) 4	20,000
計						206,000

- (注) 1 取締役会長平澤 創、取締役南部靖之、同吉田眞市は、社外取締役であります。
- 2 監査役本多 清、同菅谷貴子は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、平成25年 6 月21日から平成26年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成22年 6 月23日から平成26年 3 月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
- 5 所有株式数欄に記載されているのはすべて普通株式であります。なお、A種優先株式を所有している取締役および監査役はおりません。
- 6 当社では、取締役会の機動性確保、監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりです。
- 執行役員 前山寛邦 A & R 本部長
- コロムビアハウス・ゲーム事業担当
- 執行役員 阿部三代松 コロムビア・マーケティング株式会社代表取締役社長
- 執行役員 山野井眞澄 新規事業担当兼特販事業担当
- 執行役員 水上 真 宣伝本部長 兼 アライアンス部長 兼 宣伝予算管理室長
- 戦略事業担当

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コロムビアグループの目標は、音楽業界で最もクリエイティブな会社を作ること、なおかつ、最も効率的に運営されている会社を作り上げることです。また、株主、顧客、取引先その他すべての人々にとって価値ある企業であるために、グループ一体となって経営の効率化と収益性の向上をめざした事業活動を推進するとともに、将来の成長に向け新分野、新事業へ積極的に展開してまいります。

株主重視の経営にとって、適正で迅速な経営を行うための仕組みの整備は最重要課題であります。

当社は平成22年6月23日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社として運営しております。当社といたしましては、コンプライアンスの徹底を図るとともに、独立した見地から適正な監督・監査を行うために社外取締役、社外監査役を選任し、また、執行役員制度を導入するなど、経営の効率化、透明性を確保し、適正かつ迅速な業務執行を行うことにより、コーポレート・ガバナンスを強化し、業務執行に対する監督、監査の実効性を高める体制を構築しております。

さらに、企業活動に関して迅速かつ正確な会社情報の開示を行うために、グループ会社を含め迅速な情報の伝達がなされる体制をとるとともに、社内における情報管理を徹底し、公平な情報開示に努めております。

なお、前期における取締役会、監査役会の開催状況は、取締役会14回、監査役会17回でした。

1) 会社の機関の内容

会社の機関の基本的説明

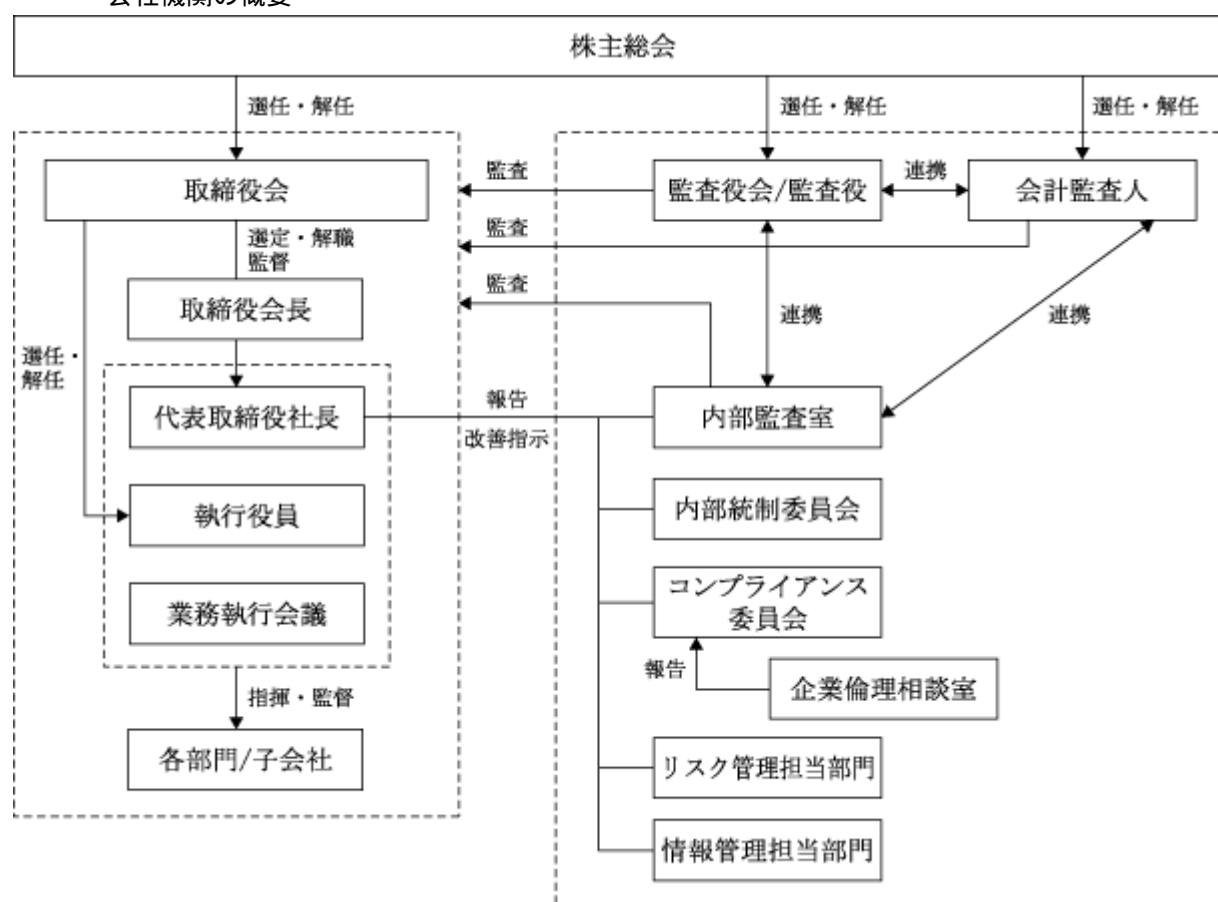
当社は、平成22年6月23日開催の定時株主総会の決議により、監査役会設置会社として運営しております。当社の取締役会は、取締役6名(うち、社外取締役3名)で構成し、法令で定められた事項および経営上の重要事項を審議、決議するとともに、取締役の職務を監督しております。

経営監視機能として監査役制度を採用しており、監査役は常勤監査役1名、非常勤監査役2名の3名(うち、社外監査役2名)で構成され、適法性、適正性の観点から、会計監査人、内部監査室と連携をとりながら、当社およびグループ会社の業務執行を監査しております。なお、社外監査役本多 清は長年にわたり金融機関における業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、執行役員制度(執行役員4名)を導入することによりそれぞれの管轄する事業や日常業務のより機動的な執行を図るとともに、隔週で社外取締役を除く取締役および執行役員による業務執行会議を開催し、迅速な意思決定ができる体制となっております。

なお、取締役、監査役および執行役員の人数に関する記述は、提出日現在のものです。

会社機関の概要



内部統制システムの整備の状況

イ コンプライアンスの徹底

- ・コロムビアグループ行動規範を制定し、取締役および従業員が法令、規則および社内規程・方針を遵守した行動をとるための規範や行動基準を定めるとともに、リスクの未然防止と早期解決のために、顧問弁護士も含めた複数の担当者を通報先とする社内通報制度を設置し、コンプライアンスの推進を図ります。また、代表取締役社長を委員長とし、法務担当部門長などで構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・運営に必要な事項を調査、検討、検証するとともに、啓蒙活動を実施いたします。
- ・当社およびグループ会社は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

ロ 経営の効率性、透明性を確保し、適正かつ迅速な業務執行を行う体制

- ・経営環境の変化に応じて最適な経営体制のもとに機動的に運営するため、取締役の任期は1年とします。また、執行役員制度を導入し、取締役会の機動性確保、監督機能の強化を図ります。さらに、業務執行の迅速性を高めるために、社外取締役を除く取締役および執行役員をメンバーとする業務執行会議を設置します。

ハ 経営監視機能の強化

- ・監査役監査の実効性を確保するために、取締役会をはじめ業務執行会議その他の重要な会議への出席により、監査役による取締役の意思決定の過程および業務の執行状況を把握する体制を確保します。また、監査役および監査役会に対する重大な事項の報告、重要な決裁書類の回付等の体制の構築、運用を実施します。さらに、代表取締役社長と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、事業その他に関するリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、これに応じます。
- ・取締役からの独立性を確保するため、監査役は上記使用人の人事について変更を求めることができます。
- ・現在、上記使用人は置いておりませんが、内部監査室を設置しております。監査役は、年間の監査計画に従って、内部監査室および各部門から定期的に報告を受け、また、適宜指示を出し、監査しております。
- ・監査役は、その職務執行上の必要に応じて、会計監査人に自由にアクセスできるようになっております。また、その職務を効果的に遂行するために会計監査人から年間の監査計画の説明を受け、さらに監査結果の報告を含む定期会合を開催し監査役の職務および活動に関連するあらゆる事項について協議いたします。特に、内部監査結果につきましては、全て会計監査人に報告しております。
- ・取締役会による、取締役の業務執行に対する監督、監査の実効性を高めるために、取締役6名のうち社外取締役を3名選任しております。また、監査役3名のうち2名は社外監査役です。
- ・内部監査室が行う内部監査を通じて、適法性および妥当性の観点から検討・評価することにより、不正過誤を防止し、経営の合理化および効率増進を図ります。

二 グループ会社管理

- ・当社およびグループ会社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ各社における適切な内部統制の構築を目指し、かかる内部統制の実効性を高める施策を実施すると共に、グループ各社への必要な指導・支援を実施いたしております。

リスク管理体制の整備の状況

リスク管理体制としては、担当部門において、リスクマネジメント機能強化のため、リスクの抽出、把握、予防、対応策の検討を行い、全社への周知徹底を図っております。また定期的にリスクの状況のモニタリングを行うことにより、事前の予防ならびに発生時の適切な対応ができる体制をとっております。

情報の保存・管理に関する体制

当社が取り扱う情報の適正管理の体制および管理方法を定めた情報管理規程に基づき、情報管理統括責任者および各部門の情報管理責任者が情報の記録、保存、管理を行っております。

役員報酬等の内容

1 取締役

当社の取締役が受ける報酬等については、代表取締役およびそのほかの取締役(社外取締役を除く)は職責に見合った固定金額報酬と業績計画達成率に応じた業績連動型報酬、社外取締役は職責に見合った固定金額報酬とし、取締役の報酬額を年額9千7百万円以内(うち社外取締役分は15百万円以内)といたします。また、社外取締役会長平澤 創につきましては、当社業績の継続性、安定性が確かなものとなるまで報酬を辞退する申し出があったため、当分の間無報酬といたしております。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

2 監査役

当社の監査役が受ける報酬等については、職責に見合った固定金額報酬とし、監査役の報酬額を年額2千万円以内といたします。

3 役員報酬の金額

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職一時金	
取締役 (社外取締役は除く。)	56	54	0	2	—	3
監査役 (社外監査役は除く。)	9	9	—	—	—	1
社外役員	9	9	—	—	—	4

- (注) 1 取締役に対して金銭およびストックオプション以外の報酬の支払いはありません。
2 期末現在の在籍人員は、取締役6名、監査役3名であります。
3 期末においては、取締役が受ける報酬額等は年額9千7百万円以内(うち社外取締役分は6百万円以内)となっております。

ロ 提出会社の役員区分ごとの連結報酬等の総額

連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

当社は、取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

2) 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 16銘柄

貸借対照表計上額の合計額 52百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)新星堂	101,787	4	取引関係強化のため
(株)スペースシャワーネットワーク	96	2	営業活動の円滑な推進のため
(株)USEN	7,365	0	営業活動の円滑な推進のため

みなし保有株式

該当事項はありません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)新星堂	101,787	4	取引関係強化のため
(株)スペースシャワーネットワーク	96	4	営業活動の円滑な推進のため
(株)USEN	7,374	1	営業活動の円滑な推進のため

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

3) 当社と社外取締役および社外監査役との関係

役名	氏名	兼職先	兼職先における役名	兼職先と当社との人的関係	兼職先と当社との資本的關係	兼職先と当社との取引関係	選任の理由
取締役	平澤 創	株式会社フェイス	代表取締役社長	1	4	5	企業経営における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくため
		株式会社八創	代表取締役	該当ありません	該当ありません	該当ありません	
		株式会社パソナグループ	取締役	2	該当ありません	該当ありません	
		株式会社ベネフィット・ワン	取締役	3	該当ありません	該当ありません	
取締役	南部靖之	株式会社パソナグループ	代表取締役グループ代表兼社長	2	該当ありません	該当ありません	企業経営における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくため
		株式会社パソナ	代表取締役会長	該当ありません	該当ありません	該当ありません	
		株式会社ベネフィット・ワン	取締役会長	3	該当ありません	該当ありません	
取締役	吉田眞市	株式会社フェイス	フェイス・グループ参与	1	4	5	企業経営、エンタテインメント業界における幅広い見識と豊かな経験から、当社に必要な経営の監督と幅広い助言をいただくため
監査役	本多 清	該当ありません	-	-	-	-	金融機関および事業会社の経営に携わることにより培った幅広い見識と経験から、当社に必要な経営の監督とチェック機能を果たしていただくため
監査役	菅谷貴子	弁護士（山田・尾崎法律事務所）	-	該当ありません	該当ありません	該当ありません	主に企業法務、法令、定款の遵守およびコンプライアンスに関する知見と経験から、当社に必要な経営の監督とチェック機能を果たしていただくため
		特例財団法人楠田育英会	常務理事	該当ありません	該当ありません	該当ありません	
		公益社団法人全国民営職業紹介事業協会	理事	該当ありません	該当ありません	該当ありません	
		桐蔭横浜大学大学院法務研究科	准教授	該当ありません	該当ありません	該当ありません	
		株式会社フェイス	監査役	1	4	5	
		株式会社キーウォーカー	監査役	該当ありません	該当ありません	該当ありません	

- 1 当社社外取締役平澤 創が代表取締役社長を、取締役佐伯次郎が取締役最高財務責任者兼管理本部長を、社外取締役吉田眞市がフェイス・グループ参与を、社外監査役菅谷貴子が監査役を務めております。また、当社取締役阿部敏則は、同社の出身であります。
- 2 当社社外取締役南部靖之が代表取締役グループ代表兼社長を、同平澤 創が取締役を務めております。
- 3 当社社外取締役南部靖之が取締役会長を、同平澤 創が取締役を務めております。
- 4 当社の議決権を31.29%保有するその他の関係会社です。
- 5 当社との間に共同原盤契約、通販および配信事業における業務委託契約、出向および出向受入契約を締結しております。

当社においては、社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりません。なお、社外監査役菅谷貴子は、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所にその旨を届け出ております。

4) 業務を執行した公認会計士の氏名

会計監査については、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しており、期末だけでなく必要に応じて適宜監査が実施されております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりです。

指定有限責任社員 業務執行社員 西岡雅信、山口隆史

(注)継続監査年数については、7年を超える者がいないため、記載を省略しております。

また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、その他16名となっております。

5) 監査役監査および会計監査の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、その職務執行上の必要に応じて、会計監査人に自由にアクセスできることになっております。また、その職務を効果的に遂行するために会計監査人から年間の監査計画の説明を受け、さらに監査結果の報告を含む定期会合を開催し監査役の職務および活動に関連するあらゆる事項について協議いたします。特に、内部監査結果につきましては、全て会計監査人に報告しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役の補助者は設置しておりませんが、内部監査室を設置しております。監査役は、年間の監査計画に従って、内部監査室および各部門から定期的に報告を受け、また、適宜指示を出し、監査しております。

6) 社外取締役および社外監査役のサポート体制

社外取締役および社外監査役の補佐は管理統括部が担当しております。また、非常勤の社外監査役に対しましては、常勤監査役から監査役会において監査状況を説明するとともに、必要の都度、会計監査人、内部監査室およびその他の部門と会合を持ちます。

7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

8) 取締役の員数

当社は、取締役を10名以内とする旨を定款で定めております。

9) 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が株主総会に出席することを要する旨ならびに累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

10) 取締役の任期

当社は、経営環境の変化に応じて最適な経営体制のもとに機動的に運営するため、取締役の任期を1年とする旨を定款で定めております。

11) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。

12) 単元未満株式についての権利

当社は、単元未満株式について行使できる権利を明確にするために、次の権利以外の権利を行使できない旨を定款で定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	34	—	34	—
連結子会社	—	—	—	—
計	34	—	34	—

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を定めておりませんが、報酬額については監査項目およびその見積時間数の査定などを行い、決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)及び事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,238	4,374
受取手形及び売掛金	2, 3 2,339	2 1,818
商品及び製品	453	456
仕掛品	465	350
原材料及び貯蔵品	68	56
繰延税金資産	130	131
前渡金	246	274
前払費用	235	220
その他	159	218
貸倒引当金	5	7
流動資産合計	7,332	7,892
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	469	481
減価償却累計額	218	291
建物及び構築物（純額）	4 250	4 190
機械及び装置	-	0
減価償却累計額	-	0
機械及び装置（純額）	-	0
工具、器具及び備品	12	27
減価償却累計額	7	10
工具、器具及び備品（純額）	4	17
土地	0	0
リース資産	934	954
減価償却累計額	821	847
リース資産（純額）	113	107
有形固定資産合計	368	316
無形固定資産		
リース資産	14	16
ソフトウェア	78	94
その他	173	78
無形固定資産合計	265	188
投資その他の資産		
投資有価証券	1 75	52
繰延税金資産	2	2
長期前払費用	9	3
長期未収入金	359	358
その他	444	428
貸倒引当金	520	512
投資その他の資産合計	370	332
固定資産合計	1,004	837
資産合計	8,337	8,730

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 1,027	908
短期借入金	3 500	500
1年内返済予定の長期借入金	75	74
リース債務	46	53
未払金	637	718
未払費用	235	289
未払印税	1,507	1,519
未払法人税等	26	70
返品調整引当金	155	155
その他	294	455
流動負債合計	4,507	4,744
固定負債		
長期借入金	24	75
リース債務	91	68
繰延税金負債	-	0
退職給付引当金	837	695
資産除去債務	30	30
その他	135	27
固定負債合計	1,119	896
負債合計	5,627	5,641
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	2,187	857
利益剰余金	249	1,439
自己株式	23	24
株主資本合計	2,913	3,272
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	1
為替換算調整勘定	266	246
その他の包括利益累計額合計	266	245
新株予約権	63	61
純資産合計	2,710	3,089
負債純資産合計	8,337	8,730

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
売上高	1 14,681	1 14,311
売上原価	1, 2 8,389	1, 2 8,208
売上総利益	6,292	6,102
販売費及び一般管理費		
販売費	3 2,605	3 2,531
一般管理費	4 3,172	4 3,036
販売費及び一般管理費合計	5,778	5,568
営業利益	513	534
営業外収益		
受取利息	2	1
受取配当金	0	0
未払印税整理益	27	99
受取手数料	7	5
その他	5	6
営業外収益合計	42	113
営業外費用		
支払利息	6	13
持分法による投資損失	7	25
雑損失	4	15
その他	3	2
営業外費用合計	21	56
経常利益	534	591
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1
その他	3	-
特別利益合計	3	1
特別損失		
減損損失	-	5 104
固定資産除却損	6 1	6 9
特別損失合計	1	113
税金等調整前当期純利益	536	479
法人税、住民税及び事業税	43	121
法人税等調整額	29	1
法人税等合計	73	120
少数株主損益調整前当期純利益	463	359
当期純利益	463	359

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	463	359
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	1
為替換算調整勘定	5	19
その他の包括利益合計	6	20
包括利益	456	380
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	456	380
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000	1,000
当期末残高	1,000	1,000
資本剰余金		
当期首残高	2,187	2,187
当期変動額		
欠損填補	-	1,330
当期変動額合計	-	1,330
当期末残高	2,187	857
利益剰余金		
当期首残高	712	249
当期変動額		
当期純利益	463	359
欠損填補	-	1,330
当期変動額合計	463	1,689
当期末残高	249	1,439
自己株式		
当期首残高	23	23
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	23	24
株主資本合計		
当期首残高	2,450	2,913
当期変動額		
当期純利益	463	359
自己株式の取得	0	0
欠損填補	-	-
当期変動額合計	462	359
当期末残高	2,913	3,272

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	0	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1
当期変動額合計	0	1
当期末残高	0	1
為替換算調整勘定		
当期首残高	260	266
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5	19
当期変動額合計	5	19
当期末残高	266	246
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	260	266
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	6	20
当期変動額合計	6	20
当期末残高	266	245
新株予約権		
当期首残高	60	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	1
当期変動額合計	2	1
当期末残高	63	61
純資産合計		
当期首残高	2,251	2,710
当期変動額		
当期純利益	463	359
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	19
当期変動額合計	459	378
当期末残高	2,710	3,089

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1 日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	536	479
減価償却費	184	88
減損損失	-	104
長期前払費用償却額	58	55
貸倒引当金の増減額（ は減少 ）	36	6
退職給付引当金の増減額（ は減少 ）	146	142
受取利息及び受取配当金	2	1
支払利息	6	13
未払印税整理益	27	99
持分法による投資損益（ は益 ）	7	25
売上債権の増減額（ は増加 ）	71	531
たな卸資産の増減額（ は増加 ）	50	146
仕入債務の増減額（ は減少 ）	237	120
未払金の増減額（ は減少 ）	32	94
未払費用の増減額（ は減少 ）	129	53
未払印税の増減額（ は減少 ）	40	91
その他	125	315
小計	522	1,628
利息及び配当金の受取額	2	1
利息の支払額	6	13
法人税等の支払額	47	154
営業活動によるキャッシュ・フロー	471	1,462
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期投資の純増減額（ は増加 ）	51	33
有形固定資産の取得による支出	26	27
有形固定資産の売却による収入	6	-
無形固定資産の取得による支出	21	57
無形固定資産の売却による収入	1	-
投資有価証券の取得による支出	33	-
投資有価証券の売却による収入	0	-
長期前払費用の取得による支出	37	63
貸付けによる支出	-	9
貸付金の回収による収入	16	16
その他	143	142
投資活動によるキャッシュ・フロー	186	251
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100	150
長期借入金の返済による支出	-	100
リース債務の返済による支出	15	46
セール・アンド・リースバックによる収入	102	-
セール・アンド・割賦バックによる収入	115	-
その他	4	52
財務活動によるキャッシュ・フロー	298	49
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	3
現金及び現金同等物の増減額（ は減少 ）	584	1,165
現金及び現金同等物の期首残高	2,593	3,178
現金及び現金同等物の期末残高	3,178	4,343

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

主要な連結子会社名 コロムビア・マーケティング(株)、コロムビアソングス(株)

コロムビア・マーケティング(株)については、当連結会計年度において新設分割したことにより、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の数

該当事項はありません。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社の数 1社

会社等の名称 (株)フューチャーレコース

(3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

...連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

...移動平均法による原価法

たな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品

...主として先入先出法

仕掛品、原材料及び貯蔵品

...主として総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 ... 5年～18年

無形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

...定額法

主な耐用年数は5年～12年であります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、総売上高に対する返品実績率に基づき、返品損失の見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

なお、会計基準変更時差異については15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務債務は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を発生連結会計年度より費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理することとしております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年 5 月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年 5 月17日)

(1) 概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2) 適用予定日

平成26年 3 月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年 3 月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」は、「営業外費用」の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「為替差損」に表示しておりました2百万円は、「その他」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
投資有価証券(株式)	25百万円	—百万円

2 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、当連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
受取手形	0百万円	0百万円
支払手形	2 "	— "

3 担保資産及び担保付債務

(前連結会計年度)

金融機関からの短期借入金500百万円に対し、受取手形及び売掛金1,284百万円を担保として差し入れております。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

4 所有権留保等資産

次の資産については、セール・アンド・割賦バック取引のため、所有権が売主に留保されております。

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
建物の本社内装設備 (建物及び構築物)	106百万円	71百万円

(連結損益計算書関係)

1 売上高及び売上原価には下記が含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
返品調整引当金繰入額	150百万円	150百万円
〃 戻入額	248 〃	150 〃
計	98百万円	0百万円

2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上原価	123百万円	56百万円

3 販売費の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
広告宣伝費	964百万円	1,022百万円
運賃荷造費	409 〃	410 〃
販売増進費	1,186 〃	1,079 〃
貸倒引当金繰入額	39 〃	13 〃
その他	5 〃	5 〃
計	2,605百万円	2,531百万円

4 一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
従業員給与・手当	1,735百万円	1,725百万円
退職給付費用	15 〃	13 〃
その他	1,422 〃	1,324 〃
計	3,172百万円	3,036百万円

5 減損損失

(当連結会計年度)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
米国	原盤権	その他無形固定資産	104

当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位である会社ごとに資産のグルーピングを行っております。米国会計基準に準拠して、簿価を回収できる可能性が低いと判断した上記の米国子会社の原盤権について、帳簿価額を公正価値まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該原盤権の公正価値は、ロイヤルティ免除法により測定しております。

6 (前連結会計年度)

固定資産除却損1百万円の内容は、ソフトウェアに関わるもの等であります。

(当連結会計年度)

固定資産除却損9百万円の内容は、ソフトウェアに関わるもの8百万円等であります。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	0百万円	2百万円
組替調整額	— "	— "
税効果調整前	0百万円	2百万円
税効果額	0 "	0 "
その他有価証券評価差額金	0百万円	1百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	5百万円	19百万円
その他の包括利益合計	6百万円	20百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	185,510,651	—	—	185,510,651
A種優先株式(株)	76,924,000	—	—	76,924,000
合計(株)	262,434,651	—	—	262,434,651

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	231,251	4,283	—	235,534

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる普通株式の増加 4,283株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	20	—	—	20	1
提出会社	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	1,010	—	—	1,010	46
提出会社	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	33	17	—	50	1
提出会社	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	184	190	—	374	13
合計			1,247	207	—	1,454	63

(注) 1 平成20年ストック・オプションとしての新株予約権の増加は、勤務期間に係る条件が成就したことに伴うものです。

2 平成21年ストック・オプションとしての新株予約権の増加は、勤務期間に係る条件が成就したことに伴うものです。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	185,510,651	—	—	185,510,651
A種優先株式(株)	76,924,000	—	—	76,924,000
合計(株)	262,434,651	—	—	262,434,651

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	235,534	4,780	—	240,314

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる普通株式の増加 4,780株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成18年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	20	—	—	20	1
提出会社	平成19年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	1,010	—	—	1,010	46
提出会社	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	50	—	50	—	—
提出会社	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	374	196	—	570	14
合計			1,454	196	50	1,600	61

(注) 1 平成20年ストック・オプションとしての新株予約権の減少は、権利失効によるものです。

2 平成21年ストック・オプションとしての新株予約権の増加は、勤務期間に係る条件が成就したことに伴うものです。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月14日取締役会	A種優先株式	その他資本剰余金	300	3.90	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	3,238百万円	4,374百万円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金	60 "	31 "
現金及び現金同等物	3,178百万円	4,343百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主としてスタジオ機械装置、事務機器等であります。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として事務機器(工具、器具及び備品)等の一部であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	7百万円	8百万円
1年超	— "	14 "
計	7百万円	23百万円

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	工具、器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額	17百万円	4百万円	22百万円
減価償却累計額相当額	16 "	4 "	21 "
期末残高相当額	1百万円	—百万円	1百万円

当連結会計年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
1 年内	1百万円
1 年超	— "
計	1百万円

当連結会計年度（平成25年 3 月31日）

該当事項はありません。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
支払リース料	8百万円	1百万円
減価償却費相当額	7 "	1 "
支払利息相当額	0 "	0 "

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金の調達を目的としたもので、返済期限は3年以内であります。リース債務は、主に設備投資及び運転資金の調達を目的としたもので、償還期限は5年以内であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

適時に必要な資金を把握し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注2)を参照ください。)

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)(*1)	時価(百万円)(*1)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	3,238	3,238	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,339		
貸倒引当金(*2)	5		
	2,334	2,334	—
(3) 投資有価証券			
其他有価証券	7	7	—
(4) 長期未収入金	359		
貸倒引当金(*2)	359		
	0	0	0
(5) 支払手形及び買掛金	(1,027)	(1,027)	—
(6) 短期借入金	(500)	(500)	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	(75)	(75)	—
(8) リース債務(短期)	(46)	(46)	—
(9) 未払金	(637)	(637)	—
(10) 未払印税	(1,507)	(1,507)	—
(11) 未払法人税等	(26)	(26)	—
(12) 長期借入金	(24)	(23)	1
(13) リース債務(長期)	(91)	(83)	8

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)受取手形及び売掛金、並びに長期未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(平成25年 3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)(*1)	時価(百万円)(*1)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	4,374	4,374	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,818		
貸倒引当金(*2)	7		
	1,811	1,811	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	10	10	—
(4) 長期未収入金	358		
貸倒引当金(*2)	358		
	—	—	—
(5) 支払手形及び買掛金	(908)	(908)	—
(6) 短期借入金	(500)	(500)	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	(74)	(74)	—
(8) リース債務(短期)	(53)	(53)	—
(9) 未払金	(718)	(718)	—
(10) 未払印税	(1,519)	(1,519)	—
(11) 未払法人税等	(70)	(70)	—
(12) 長期借入金	(75)	(75)	—
(13) リース債務(長期)	(68)	(62)	5

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)受取手形及び売掛金、並びに長期未収入金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 長期未収入金

これらの時価について、回収見込額等により算定しております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、(8) リース債務(短期)、(9) 未払金、(10) 未払印税、並びに(11) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(12) 長期借入金、及び(13) リース債務(長期)

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成24年 3月31日	平成25年 3月31日
非上場株式	67	42

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	3,238	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,339	—	—	—
合計	5,577	—	—	—

なお、長期未収入金359百万円については、償還予定額が見込めませんので、上記区分に含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,374	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,818	—	—	—
合計	6,193	—	—	—

なお、長期未収入金358百万円については、償還予定額が見込めませんので、上記区分に含めておりません。

(注4) リース債務、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	500	—	—	—	—	—
長期借入金	75	24	—	—	—	—
リース債務	46	46	37	3	3	—
合計	622	71	37	3	3	—

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	500	—	—	—	—	—
長期借入金	74	50	25	—	—	—
リース債務	53	44	10	9	4	—
合計	627	94	35	9	4	—

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成24年 3 月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	2	1	0
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	5	6	1

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当連結会計年度(平成25年 3 月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
株式	5	1	3
連結貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
株式	4	6	1

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	0	—

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、当社は確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しており、国内連結子会社は退職一時金制度を採用しております。

なお、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3月31日)
退職給付債務	1,867百万円	1,742百万円
年金資産	1,018 "	901 "
未積立退職給付債務(+)	848百万円	840百万円
会計基準変更時差異の未処理額	556百万円	371百万円
未認識過去勤務債務	675 "	194 "
未認識数理計算上の差異	129 "	31 "
連結貸借対照表計上退職給付引当金 (+ + +)	837百万円	695百万円

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1 日 至 平成25年 3月31日)
勤務費用	31百万円	36百万円
利息費用	42 "	37 "
期待運用収益	18 "	15 "
会計基準変更時差異の費用処理額	185 "	185 "
過去勤務債務の費用処理額	462 "	480 "
数理計算上の差異の費用処理額	147 "	141 "
退職給付費用 (+ + + + +)	73百万円	95百万円
その他(注)	91百万円	86百万円
合計	17百万円	8百万円

(注) 前連結会計年度において、「 その他 」には確定拠出型制度の退職給付費用85百万円及び退職金5百万円が含まれております。

また、当連結会計年度において、「 その他 」には確定拠出型制度の退職給付費用85百万円及び退職金0百万円が含まれております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| (2) 割引率 | 2.0% |
| (3) 期待運用収益率 | 1.5% |
| (4) 会計基準変更時差異の処理年数 | 15年 |
| (5) 過去勤務債務の額の処理年数 | 3年 |
| (6) 数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |

[次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価並びに一般管理費の株式報酬費用 2百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

該当事項はありません。

3 スtock・オプションの内容、規模およびその変動状況

(1) 新株予約権方式によるストック・オプション

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月27日	平成15年1月14日	平成15年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社使用人 8名	当社執行役 1名 当社使用人 2名	当社執行役 2名 当社使用人 1名 子会社取締役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式2,450,000株	普通株式 350,000株	普通株式 130,000株
付与日	平成14年6月27日	平成15年1月14日	平成15年7月31日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成14年6月27日～ 平成17年6月26日	平成15年1月14日～ 平成18年1月13日	平成15年7月31日～ 平成18年7月30日
権利行使期間	平成14年6月27日～ 平成24年6月26日	平成15年1月14日～ 平成25年1月13日	平成15年7月31日～ 平成25年7月30日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	50,000	50,000	30,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	50,000	50,000	30,000
単価情報			
権利行使価格	140円	95円	105円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年 5 月19日	平成16年 6 月29日	平成17年 3 月31日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 2 名	当社取締役 1 名 当社執行役 3 名	当社使用人 7 名
株式の種類及び付与数	普通株式 100,000株	普通株式 230,000株	普通株式 210,000株
付与日	平成16年 5 月19日	平成16年 6 月29日	平成17年 4 月 1 日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成16年 5 月19日 ~ 平成19年 5 月18日	平成16年 6 月29日 ~ 平成19年 6 月28日	平成17年 4 月 1 日 ~ 平成20年 3 月31日
権利行使期間	平成16年 5 月19日 ~ 平成26年 5 月18日	平成16年 6 月29日 ~ 平成26年 6 月28日	平成17年 4 月 1 日 ~ 平成27年 3 月31日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	100,000	80,000	120,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	100,000	80,000	120,000
単価情報			
権利行使価格	111円	119円	107円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年 6 月29日	平成17年 6 月29日	平成18年 3 月30日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 4 名	子会社取締役 1 名	当社執行役 2 名
株式の種類及び付与数	普通株式 240,000株	普通株式 100,000株	普通株式 450,000株
付与日	平成17年 6 月29日	平成17年 6 月29日	平成18年 3 月30日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成17年 6 月29日 ~ 平成20年 6 月28日	平成17年 6 月29日 ~ 平成21年 3 月31日	平成18年 3 月30日 ~ 平成21年 3 月29日
権利行使期間	平成17年 6 月29日 ~ 平成27年 6 月28日	平成17年 6 月29日 ~ 平成27年 6 月28日	平成18年 3 月30日 ~ 平成28年 3 月29日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	240,000	100,000	200,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	240,000	100,000	200,000
単価情報			
権利行使価格	110円	100円	144円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 4 月26日	平成18年 4 月26日	平成18年 6 月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 3 名	当社使用人 15名	当社執行役 3 名
株式の種類及び付与数	普通株式 90,000株	普通株式 300,000株	普通株式 80,000株
付与日	平成18年 4 月26日	平成18年 4 月26日	平成18年 7 月 1 日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成18年 4 月26日 ~ 平成21年 4 月25日	平成18年 4 月26日 ~ 平成21年 4 月25日	平成18年 7 月 1 日 ~ 平成21年 6 月30日
権利行使期間	平成18年 6 月26日 ~ 平成28年 4 月25日	平成19年 7 月 2 日 ~ 平成27年 6 月29日	平成18年 9 月 1 日 ~ 平成28年 6 月30日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	90,000	200,000	20,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	90,000	200,000	20,000
単価情報			
権利行使価格	150円	157円	122円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	56.81円

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第20回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年 5 月15日	平成19年 5 月15日	平成20年 2 月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 12名	当社使用人 20名 子会社使用人 1 名	子会社取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式1,300,000株	普通株式 500,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成19年 5 月15日	平成19年 5 月15日	平成20年 2 月28日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成19年 5 月15日 ~ 平成22年 5 月14日	平成19年 5 月15日 ~ 平成22年 5 月14日	平成20年 2 月28日 ~ 平成23年 2 月27日
権利行使期間	平成19年 7 月15日 ~ 平成29年 5 月14日	平成21年 5 月16日 ~ 平成28年 6 月28日	平成20年 3 月28日 ~ 平成30年 2 月27日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	500,000	410,000	100,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	500,000	410,000	100,000
単価情報			
権利行使価格	107円	111円	65円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	48.10円	47.57円	28.39円

	第21回新株予約権	第22回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年 6 月25日	平成21年 6 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 1 名	当社執行役 4 名 当社使用人 3 名
株式の種類及び付与数	普通株式 50,000株	普通株式 570,000株
付与日	平成20年 6 月26日	平成21年 7 月 1 日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	平成20年 6 月26日 ~ 平成23年 6 月25日	平成21年 7 月 1 日 ~ 平成24年 6 月30日
権利行使期間	平成20年 7 月26日 ~ 平成30年 6 月25日	平成21年 8 月 1 日 ~ 平成31年 6 月30日
規模および変動状況		
権利確定前		
期首(株)	17,000	386,000
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	17,000	190,000
未確定残(株)	—	196,000
権利確定後		
期首(株)	33,000	184,000
権利確定(株)	17,000	190,000
権利行使(株)	—	—
失効(株)	—	—
未行使残(株)	50,000	374,000
単価情報		
権利行使価格	74円	38円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	32.02円	25.29円

(注) 被割当者が当社および当社の子会社の取締役、執行役、使用人ならびに取引先等であることを条件として対象勤務期間にわたり段階的に行使可能となります。

(2) 新株引受権方式によるストック・オプション

会社名	提出会社
決議年月日	平成14年 1 月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 子会社取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式4,750,000株
付与日	平成14年 2 月 6 日
権利確定条件 (対象勤務期間を含む)	(注)
権利行使期間	平成14年 2 月 6 日 ~ 平成24年 1 月30日
規模および変動状況	
権利確定前	
期首(株)	—
付与(株)	—
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	—
権利確定後	
期首(株)	1,250,000
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	1,250,000
未行使残(株)	—
単価情報	
権利行使価格	98円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	—

(注) 新株引受権の個人別権利確定条件

- (1) 松村克己(付与当時代表取締役社長)に付与された新株引受権1,000,000株は、同人が、平成14年 8 月20日に死亡したため、新株引受権を遺族が相続し、新株引受権付与契約に基づき、権利確定可能となっています。
- (2) スティーヴン・ヴァイニング(子会社取締役)に付与される新株引受権の行使条件の要旨
平成14年 5 月31日から40,000株
平成14年 6 月から平成16年11月までの30か月間は、各月の末日からそれぞれ7,000株

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定日において割当てたストック・オプションがすべて権利確定するものとします。

当連結会計年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

1 当該連結会計年度における費用計上額及び科目名

売上原価並びに一般管理費の株式報酬費用 0百万円

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

新株予約権戻入益 1百万円

3 ストック・オプションの内容、規模およびその変動状況

新株予約権方式によるストック・オプション

	第 1 回新株予約権	第 2 回新株予約権	第 4 回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年 6 月27日	平成15年 1 月14日	平成15年 7 月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 当社使用人 8 名	当社執行役 1 名 当社使用人 2 名	当社執行役 2 名 当社使用人 1 名 子会社取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式2,450,000株	普通株式 350,000株	普通株式 130,000株
付与日	平成14年 6 月27日	平成15年 1 月14日	平成15年 7 月31日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成14年 6 月27日 ~ 平成17年 6 月26日	平成15年 1 月14日 ~ 平成18年 1 月13日	平成15年 7 月31日 ~ 平成18年 7 月30日
権利行使期間	平成14年 6 月27日 ~ 平成24年 6 月26日	平成15年 1 月14日 ~ 平成25年 1 月13日	平成15年 7 月31日 ~ 平成25年 7 月30日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	50,000	50,000	30,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	50,000	50,000	—
未行使残(株)	—	—	30,000
単価情報			
権利行使価格	140円	95円	105円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第 8 回新株予約権	第 9 回新株予約権	第10回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年 5 月19日	平成16年 6 月29日	平成17年 3 月31日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 2 名	当社取締役 1 名 当社執行役 3 名	当社使用人 7 名
株式の種類及び付与数	普通株式 100,000株	普通株式 230,000株	普通株式 210,000株
付与日	平成16年 5 月19日	平成16年 6 月29日	平成17年 4 月 1 日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成16年 5 月19日 ~ 平成19年 5 月18日	平成16年 6 月29日 ~ 平成19年 6 月28日	平成17年 4 月 1 日 ~ 平成20年 3 月31日
権利行使期間	平成16年 5 月19日 ~ 平成26年 5 月18日	平成16年 6 月29日 ~ 平成26年 6 月28日	平成17年 4 月 1 日 ~ 平成27年 3 月31日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	100,000	80,000	120,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	30,000
未行使残(株)	100,000	80,000	90,000
単価情報			
権利行使価格	111円	119円	107円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第11回新株予約権	第12回新株予約権	第13回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年 6 月29日	平成17年 6 月29日	平成18年 3 月30日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 4 名	子会社取締役 1 名	当社執行役 2 名
株式の種類及び付与数	普通株式 240,000株	普通株式 100,000株	普通株式 450,000株
付与日	平成17年 6 月29日	平成17年 6 月29日	平成18年 3 月30日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成17年 6 月29日 ~ 平成20年 6 月28日	平成17年 6 月29日 ~ 平成21年 3 月31日	平成18年 3 月30日 ~ 平成21年 3 月29日
権利行使期間	平成17年 6 月29日 ~ 平成27年 6 月28日	平成17年 6 月29日 ~ 平成27年 6 月28日	平成18年 3 月30日 ~ 平成28年 3 月29日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	240,000	100,000	200,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	240,000	100,000	200,000
単価情報			
権利行使価格	110円	100円	144円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年 4 月26日	平成18年 4 月26日	平成18年 6 月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 3 名	当社使用人 15名	当社執行役 3 名
株式の種類及び付与数	普通株式 90,000株	普通株式 300,000株	普通株式 80,000株
付与日	平成18年 4 月26日	平成18年 4 月26日	平成18年 7 月 1 日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成18年 4 月26日 ~ 平成21年 4 月25日	平成18年 4 月26日 ~ 平成21年 4 月25日	平成18年 7 月 1 日 ~ 平成21年 6 月30日
権利行使期間	平成18年 6 月26日 ~ 平成28年 4 月25日	平成19年 7 月 2 日 ~ 平成27年 6 月29日	平成18年 9 月 1 日 ~ 平成28年 6 月30日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	90,000	200,000	20,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	90,000	200,000	20,000
単価情報			
権利行使価格	150円	157円	122円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	56.81円

	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第20回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成19年 5 月15日	平成19年 5 月15日	平成20年 2 月27日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 12名	当社使用人 20名 子会社使用人 1 名	子会社取締役 1 名
株式の種類及び付与数	普通株式1,300,000株	普通株式 500,000株	普通株式 100,000株
付与日	平成19年 5 月15日	平成19年 5 月15日	平成20年 2 月28日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	平成19年 5 月15日 ~ 平成22年 5 月14日	平成19年 5 月15日 ~ 平成22年 5 月14日	平成20年 2 月28日 ~ 平成23年 2 月27日
権利行使期間	平成19年 7 月15日 ~ 平成29年 5 月14日	平成21年 5 月16日 ~ 平成28年 6 月28日	平成20年 3 月28日 ~ 平成30年 2 月27日
規模および変動状況			
権利確定前			
期首(株)	—	—	—
付与(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—
権利確定後			
期首(株)	500,000	410,000	100,000
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	500,000	410,000	100,000
単価情報			
権利行使価格	107円	111円	65円
行使時平均株価	—	—	—
付与日における公正な評価単価	48.10円	47.57円	28.39円

	第21回新株予約権	第22回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年 6 月25日	平成21年 6 月24日
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 1 名	当社執行役 4 名 当社使用人 3 名
株式の種類及び付与数	普通株式 50,000株	普通株式 570,000株
付与日	平成20年 6 月26日	平成21年 7 月 1 日
権利確定条件	(注)	(注)
対象勤務期間	平成20年 6 月26日 ~ 平成23年 6 月25日	平成21年 7 月 1 日 ~ 平成24年 6 月30日
権利行使期間	平成20年 7 月26日 ~ 平成30年 6 月25日	平成21年 8 月 1 日 ~ 平成31年 6 月30日
規模および変動状況		
権利確定前		
期首(株)	—	196,000
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	196,000
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
期首(株)	50,000	374,000
権利確定(株)	—	196,000
権利行使(株)	—	—
失効(株)	50,000	—
未行使残(株)	—	570,000
単価情報		
権利行使価格	74円	38円
行使時平均株価	—	—
付与日における公正な評価単価	32.02円	25.29円

(注) 被割当者が当社および当社の子会社の取締役、執行役、使用人ならびに取引先等であることを条件として対象勤務期間にわたり段階的に行使可能となります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

権利確定日において割当てたStock・オプションがすべて権利確定するものとします。

[次へ](#)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産評価減	200百万円	223百万円
前払費用	158 "	162 "
未払賞与	67 "	93 "
返品調整引当金	47 "	50 "
未払金	8 "	25 "
貸倒引当金	1 "	2 "
その他	59 "	114 "
繰延税金資産(流動)計	543百万円	671百万円
繰延税金資産(固定)		
繰越欠損金	2,423百万円	2,401百万円
退職給付引当金	298 "	247 "
貸倒引当金	177 "	176 "
原盤使用权	116 "	128 "
減価償却超過額	121 "	157 "
その他	60 "	47 "
繰延税金資産(固定)計	3,197百万円	3,159百万円
繰延税金資産小計	3,741百万円	3,831百万円
評価性引当額	3,608百万円	3,698百万円
繰延税金資産合計	132百万円	133百万円
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	—百万円	0百万円
繰延税金負債(固定)計	—百万円	0百万円
繰延税金負債合計	—百万円	0百万円
繰延税金資産の純額	132百万円	132百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69%	38.01%
(調整)		
評価性引当額の増減	38.24%	20.99%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	7.61%	5.84%
税率変更による期末繰延税金資産 の減額修正	1.72%	—%
その他	1.85%	2.25%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	13.63%	25.11%

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 : 音楽・映像ソフトおよびゲーム関連ソフトの販売に関する事業

事業の内容 : 主として当社のCD・DVD等の音楽・映像ソフトおよびゲーム関連ソフト等の販売、
ならびに他社商品の製造販売受託

企業結合日

平成24年10月1日

企業結合の法的形式

日本コロムビア株式会社を新設分割会社とし、コロムビア・マーケティング株式会社を新設分割
設立会社とする分社型単独新設分割

結合後企業の名称

コロムビア・マーケティング株式会社(当社の連結子会社)

その他取引の概要に関する事項

当社は、音楽・映像等ソフトの制作から販売までを一貫して手掛ける体制をとっておりましたが、
今後は変化する市場に対して迅速に対応し、競争力のある効率的な営業体制を構築することが重要
であると判断し、現行営業組織を会社分割により分社し、当社の100%出資子会社コロムビア・マー
ケティング株式会社を新たに設立いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基
準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)
に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、財務情報の入手が可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、企画、制作した音源、映像などのコンテンツを様々な商品に加工し、その商品に適した販売ルートにより消費者へ提供しております。したがって、当社は、制作部門および販売ルートを基礎としたセグメントから構成されており、「市販／配信」事業および「特販／通販」事業の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「市販／配信」事業は、企画、制作した音源、映像などのコンテンツに基づく商品を主に販売しております。「特販／通販」事業は、「市販／配信」事業が制作した音源、映像などのコンテンツを二次利用した商品を主に販売しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注) 1	合計
	市販／配信	特販／通販	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,597	2,513	13,111	1,570	14,681
セグメント間の内部売上高又は振替高	250	—	250	132	383
計	10,848	2,513	13,362	1,702	15,064
セグメント利益	1,373	1,010	2,384	400	2,785
その他の項目					
減価償却費	65	1	67	28	96

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、音楽著作権取得管理事業及び製造販売受託事業等を含んでおります。

2 資産及び負債を事業セグメント別に配分しておりませんので、セグメント資産及び負債の開示を省略しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他(注) 1	合計
	市販 / 配信	特販 / 通販	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,336	2,347	12,684	1,626	14,311
セグメント間の内部売上高 又は振替高	141	15	157	123	280
計	10,478	2,363	12,842	1,750	14,592
セグメント利益	1,350	1,096	2,447	233	2,680
その他の項目					
減価償却費	31	0	32	19	51
減損損失	—	—	—	104	104

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、音楽著作権取得管理事業及び製造販売受託事業等を含んでおります。

2 資産及び負債を事業セグメント別に配分しておりませんので、セグメント資産及び負債の開示を省略しております。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	13,362	12,842
「その他」の区分の売上高	1,702	1,750
セグメント間取引消去	383	280
連結財務諸表の売上高	14,681	14,311

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,384	2,447
「その他」の区分の利益	400	233
セグメント間取引消去	0	0
全社費用(注)	2,271	2,146
連結財務諸表の営業利益	513	534

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表 計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	67	32	28	19	88	36	184	88
減損損失	—	—	—	104	—	—	—	104

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Amazon.com Int'l Sales, Inc.	2,009	市販 / 配信
(株)星光堂	1,521	市販 / 配信

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	調整額	連結損益計算書 計上額
	市販 / 配信	特販 / 通販	計			
減損損失	—	—	—	104	—	104

(注)「その他」の金額は、報告セグメントに含まれない事業セグメントである子会社が保有する事業用資産に係る減損損失であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3 月31日)
(1) 1 株当たり純資産額	14.59円	12.54円
(算定上の基礎)		
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	2,710	3,089
普通株式に係る純資産額(百万円)	2,702	2,322
差額の主な内訳(百万円)		
優先残余財産請求権により A 種優先株主に 帰属する額	5,050	5,050
A 種優先株式の累積未払配当金相当額	300	300
新株予約権	63	61
普通株式の発行済株式数(千株)	185,510	185,510
普通株式の自己株式数(千株)	235	240
1 株当たりの純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	185,275	185,270

項目	前連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
(2) 1 株当たり当期純損益	1.71円	1.33円
(算定上の基礎)		
当期純利益(百万円)	463	359
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
(うち優先配当額)	(—)	(—)
普通株式に係る当期純利益(百万円)	463	359
普通株式期中平均株式数(千株)		
普通株式	185,276	185,273
A 種優先株式(普通株式転換後)	84,746	84,746
合計	270,023	270,019
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に用い られた普通株式増加数の内訳(千株)		
新株引受権	—	—
新株予約権	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	新株予約権 (17種類、 2,910個) 普通株式 2,910千株	新株予約権 (14種類、 2,730個) 普通株式 2,730千株

- (注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 2 1 株当たり当期純利益の算定にあたっては、普通株式期中平均株式数に A 種優先株式を加えております。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、平成25年5月21日開催の取締役会において、株式併合に関する議案を平成25年6月21日開催予定の第162期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

本株式併合が、前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	291.77円	250.75円
1株当たり当期純利益	34.30円	26.61円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

本株式併合の目的、内容ならびに効力発生日および1株未満の端数が生じる場合の処理の詳細につきましては、「第5 [経理の状況] 2 [財務諸表等] (重要な後発事象)」をご参照ください。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	500	500	1.73	—
1年以内に返済予定の長期借入金	75	74	1.71	—
1年以内に返済予定のリース債務	46	53	2.94	—
その他有利子負債 割賦未払金(1年以内)	52	59	2.96	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	24	75	1.66	平成26年5月 ～平成27年4月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	91	68	2.77	平成26年4月 ～平成30年2月
その他有利子負債 割賦未払金(1年超)	58	9	2.96	平成26年4月 ～平成26年5月
合計	849	840	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	50	25	—	—
リース債務	44	10	9	4
その他有利子負債	9	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	3,066	6,513	10,996	14,311
税金等調整前四半期(当期) 純利益又は税金等調整前 四半期純損失() (百万円)	121	94	465	479
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (百万円)	131	66	364	359
1 株当たり四半期(当期)純 利益又は四半期純損失() (円)	0.49	0.25	1.35	1.33

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純利益 又は四半期純損失() (円)	0.49	0.73	1.10	0.02

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,724	3,488
受取手形	² 138	² 16
売掛金	³ 2,088	¹ 1,258
商品及び製品	402	403
仕掛品	306	265
原材料及び貯蔵品	45	28
前渡金	246	5
前払費用	230	204
繰延税金資産	86	86
短期貸付金	16	11
未収入金	139	¹ 761
その他	63	46
貸倒引当金	5	2
流動資産合計	6,482	6,575
固定資産		
有形固定資産		
建物	461	474
減価償却累計額	216	288
建物（純額）	⁴ 245	⁴ 185
機械及び装置	-	0
減価償却累計額	-	0
機械及び装置（純額）	-	0
工具、器具及び備品	1	16
減価償却累計額	0	1
工具、器具及び備品（純額）	1	14
土地	0	0
リース資産	934	954
減価償却累計額	821	847
リース資産（純額）	113	107
有形固定資産合計	360	308
無形固定資産		
ソフトウェア	78	94
リース資産	14	16
その他	4	4
無形固定資産合計	97	115
投資その他の資産		
投資有価証券	50	52
関係会社株式	702	321
長期貸付金	20	9
従業員に対する長期貸付金	0	0
関係会社長期貸付金	-	9
破産更生債権等	16	9
長期前払費用	9	3
長期未収入金	350	349
敷金及び保証金	236	235
営業出資金	⁵ 164	⁵ 156
その他	0	0
貸倒引当金	506	497

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
投資その他の資産合計	1,044	650
固定資産合計	1,502	1,075
資産合計	7,984	7,650
負債の部		
流動負債		
支払手形	2 355	311
買掛金	671	557
短期借入金	3 500	500
1年内返済予定の長期借入金	75	74
リース債務	46	53
未払金	622	1 745
未払費用	207	229
未払印税	1,254	1,281
未払法人税等	19	25
前受金	8	14
預り金	1 1,016	1 238
返品調整引当金	126	111
その他	68	68
流動負債合計	4,973	4,212
固定負債		
長期借入金	24	75
リース債務	91	68
繰延税金負債	-	0
退職給付引当金	833	680
資産除去債務	30	30
長期未払金	71	22
その他	64	6
固定負債合計	1,115	883
負債合計	6,088	5,096
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	2,187	857
資本剰余金合計	2,187	857
利益剰余金		
利益準備金	760	760
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,090	103
利益剰余金合計	1,330	657
自己株式	23	24
株主資本合計	1,833	2,491
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	1
評価・換算差額等合計	0	1
新株予約権	63	61
純資産合計	1,896	2,554
負債純資産合計	7,984	7,650

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
売上高	13,717	13,093
売上原価		
商品及び製品売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	364	402
当期製品製造原価及び商品仕入高	5,837	5,476
合計	6,201	5,879
他勘定振替高	44	39
商品及び製品期末たな卸高	402	403
商品及び製品売上原価	5,755	5,436
印税	2,207	2,012
返品調整引当金戻入額	233	121
返品調整引当金繰入額	121	107
売上原価合計	² 7,850	² 7,435
売上総利益	5,866	5,658
販売費及び一般管理費	³ 5,529	³ 5,283
営業利益	337	374
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	¹ 35	¹ 650
未払印税整理益	27	91
受取手数料	7	32
その他	5	9
営業外収益合計	77	786
営業外費用		
支払利息	¹ 8	15
雑損失	4	15
その他	2	2
営業外費用合計	15	32
経常利益	399	1,128
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1
その他	3	-
特別利益合計	3	1
特別損失		
関係会社株式評価損	-	505
固定資産除却損	⁴ 1	⁴ 9
特別損失合計	1	514
税引前当期純利益	400	615
法人税、住民税及び事業税	35	42
法人税等調整額	20	-
法人税等合計	15	42
当期純利益	415	657

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費及び外部製造委託費	1	3,154	53.5	2,759	50.8
労務費		634	10.7	628	11.6
経費		2,109	35.8	2,041	37.6
当期総製造費用		5,898	100.0	5,429	100.0
期首仕掛品たな卸高		293		306	
合計		6,192		5,735	
期末仕掛品たな卸高		306		265	
他勘定振替高		48		6	
当期製品製造原価		5,837		5,476	

(注) 1 内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
原盤制作費	1,301	1,364
ジャケット制作費	433	417
その他	374	259
計	2,109	2,041

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1 日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1 日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000	1,000
当期末残高	1,000	1,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		
当期首残高	2,187	2,187
当期変動額		
欠損填補	-	1,330
当期変動額合計	-	1,330
当期末残高	2,187	857
資本剰余金合計		
当期首残高	2,187	2,187
当期変動額		
欠損填補	-	1,330
当期変動額合計	-	1,330
当期末残高	2,187	857
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	760	760
当期末残高	760	760
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,506	2,090
当期変動額		
当期純利益	415	657
欠損填補	-	1,330
当期変動額合計	415	1,987
当期末残高	2,090	103
利益剰余金合計		
当期首残高	1,745	1,330
当期変動額		
当期純利益	415	657
欠損填補	-	1,330
当期変動額合計	415	1,987
当期末残高	1,330	657
自己株式		
当期首残高	23	23
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	23	24
株主資本合計		
当期首残高	1,418	1,833
当期変動額		
当期純利益	415	657
自己株式の取得	0	0
欠損填補	-	-
当期変動額合計	415	657
当期末残高	1,833	2,491

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	0	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1
当期変動額合計	0	1
当期末残高	0	1
評価・換算差額等合計		
当期首残高	0	0
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	1
当期変動額合計	0	1
当期末残高	0	1
新株予約権		
当期首残高	60	63
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	1
当期変動額合計	2	1
当期末残高	63	61
純資産合計		
当期首残高	1,478	1,896
当期変動額		
当期純利益	415	657
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1	0
当期変動額合計	417	658
当期末残高	1,896	2,554

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

...移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

...決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

...移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品 ...先入先出法

仕掛品、原材料及び貯蔵品...総平均法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 ... 5年～18年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

...定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

...定額法

主な耐用年数は5年～12年であります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

...リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

将来の返品による損失に備えるため、総売上高に対する返品実績率に基づき、返品損失の見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

なお、会計基準変更時差異については15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務債務は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により按分した額を発生事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「為替差損」は、「営業外費用」の総額の100分の10以下となったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。この表示の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「為替差損」に表示しておりました2百万円は、「その他」として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
売掛金	—百万円	890百万円
未収入金	— "	606 "
未払金	— "	193 "
預り金	830 "	180 "

2 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、当事業年度末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
受取手形	0百万円	0百万円
支払手形	2 "	— "

3 担保資産及び担保付債務

(前事業年度)

金融機関からの短期借入金500百万円に対し、売掛金1,284百万円を担保として差し入れております。

(当事業年度)

該当事項はありません。

4 所有権留保等資産

次の資産については、セール・アンド・割賦バック取引のため、所有権が売主に留保されております。

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
建物の本社内装設備 (建物及び構築物)	106百万円	71百万円

5 営業出資金

営業出資金は、他社数社と共同で行っている映像製作に対する出資であり、当社グループのミュージック制作事業の一環として行っているもので、有価証券に該当しない出資であります。

(損益計算書関係)

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
受取配当金	35百万円	650百万円

- 2 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上原価	123百万円	56百万円

- 3 販売費及び一般管理費の主要なものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
販売増進費	1,173百万円	1,584百万円
運賃荷造費	404 "	227 "
広告宣伝費	939 "	998 "
従業員給与・手当	1,645 "	1,363 "
退職給付費用	14 "	24 "
減価償却費	126 "	50 "
貸倒引当金繰入額	33 "	7 "
販売費及び一般管理費のうち販売費の割合	約46%	約53%

- 4 (前事業年度)

固定資産除却損1百万円の内容は、ソフトウェアに関わるもの等であります。

(当事業年度)

固定資産除却損9百万円の内容は、ソフトウェアに関わるもの8百万円等であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	231,251	4,283	—	235,534

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる普通株式の増加 4,283株

当事業年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	235,534	4,780	—	240,314

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる普通株式の増加 4,780株

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

1 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主としてスタジオ機械装置、事務機器等であります。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

2 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として事務機器(工具、器具及び備品)等の一部であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成24年3月31日)

	工具、器具及び備品	その他	合計
取得価額相当額	17百万円	4百万円	22百万円
減価償却累計額相当額	16 "	4 "	21 "
期末残高相当額	1百万円	—百万円	1百万円

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	1百万円
1年超	— "
計	1百万円

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払リース料	8百万円	1百万円
減価償却費相当額	7 "	1 "
支払利息相当額	0 "	0 "

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成24年 3 月31日	平成25年 3 月31日
子会社株式	669	321
関連会社株式	33	—
計	702	321

これらについては、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

なお、当事業年度において減損処理を行い、関係会社株式評価損505百万円を計上しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
繰延税金資産(流動)		
短期貸付金	224百万円	224百万円
たな卸資産評価減	189 "	211 "
前払費用	158 "	162 "
未払賞与	64 "	73 "
返品調整引当金	36 "	32 "
未払金	8 "	25 "
貸倒引当金	1 "	0 "
その他	57 "	57 "
繰延税金資産(流動)計	742百万円	788百万円
繰延税金資産(固定)		
繰越欠損金	1,296百万円	1,091百万円
退職給付引当金	297 "	242 "
原盤使用权	116 "	80 "
子会社株式評価損	98 "	280 "
貸倒引当金	173 "	173 "
その他	177 "	199 "
繰延税金資産(固定)計	2,160百万円	2,067百万円
繰延税金資産小計	2,902百万円	2,856百万円
評価性引当額	2,816 "	2,769 "
繰延税金資産合計	86百万円	86百万円
繰延税金負債(固定)		
その他有価証券評価差額金	—百万円	0百万円
繰延税金負債(固定)計	—百万円	0百万円
繰延税金負債合計	—百万円	0百万円
繰延税金資産の純額	86百万円	85百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)
法定実効税率	40.69%	38.01%
(調整)		
評価性引当額の増減	54.87%	10.55%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	10.06%	4.22%
受取配当金等永久に損金に 算入されない項目	3.58%	40.17%
税率変更による期末繰延税金資産 の減額修正	1.53%	—%
その他	2.40%	1.56%
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	3.77%	6.93%

(企業結合等関係)

当事業年度(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	18.98円	15.42円
(算定上の基礎)		
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	1,896	2,554
普通株式に係る純資産額(百万円)	3,516	2,857
差額の主な内訳(百万円)		
優先残余財産請求権によりA種優先株主に 帰属する額	5,050	5,050
A種優先株式の累積未払配当金相当額	300	300
新株予約権	63	61
普通株式の発行済株式数(千株)	185,510	185,510
普通株式の自己株式数(千株)	235	240
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	185,275	185,270

項目	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	1.54円	2.44円
(算定上の基礎)		
当期純利益(百万円)	415	657
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
(うち優先配当額)	(—)	(—)
普通株式に係る当期純利益(百万円)	415	657
普通株式期中平均株式数(千株)		
普通株式	185,276	185,273
A種優先株式(普通株式転換後)	84,746	84,746
合計	270,023	270,019
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用い られた普通株式増加数の内訳(千株)		
新株引受権	—	—
新株予約権	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	新株予約権 (17種類、2,910個) 普通株式 2,910千株	新株予約権 (14種類、2,730個) 普通株式 2,730千株

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 2 1株当たり当期純利益の算定にあたっては、普通株式期中平均株式数にA種優先株式を加えております。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、平成25年5月21日開催の取締役会において、株式併合に関する議案を平成25年6月21日開催予定の第162期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合の目的

当社は財務状況の改善を着実に実現して参りましたが、一方で、現状の株価水準では1円刻みで株価が変動していることから、1円当たりの株価変動率が相対的に大きく、ステークホルダーや一般投資家の皆様への影響も多大なものであると認識しております。

そこで、今般、株式併合を行うことにより、この状況の改善を図ることといたしました。理論的には、株式併合の併合比率に見合って株価が上昇することが見込まれるため、上記の状況が改善されることが期待されます。また、株式併合により、発行済株式総数も時価総額に対して適切な水準となり、更には株式関連事務コストの削減も可能となります。

そして、これらの結果として1株あたりの諸指標や株価について比較検討が容易になり、当社の株式が株式市場において一層適正に評価され、また、配当への機動性が増すことで株主様への将来の利益還元につながると考えております。

(2) 株式併合の内容

併合する株式の種類

当社普通株式および当社A種優先株式

株式併合の方法

普通株式、A種優先株式のそれぞれについて、20株につき1株の割合をもって併合いたします。

株式併合により減少する株式数

本株式併合前の当社発行済株式総数は平成25年3月31日現在の数値であり、本株式併合による減少株式数は、本株式併合により生じる端数および当該発行済株式総数に併合割合を乗算した理論値となります。

株式併合前の発行済株式総数	262,434,651株	普通株式	185,510,651株
		A種優先株式	76,924,000株
今回の株式併合による減少株式数	249,312,919株	普通株式	176,235,119株
		A種優先株式	73,077,800株
株式併合後の当社発行済株式総数	13,121,732株	普通株式	9,275,532株
		A種優先株式	3,846,200株

株式併合により減少する株主数

株主総数および当社発行済株式総数は平成25年3月31日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、当該株主総数15,595名のうち、併合前の保有株式が20株未満の株主様441名(その所有株式数の合計は3,180株)が保有機会を失うこととなります。

また、本株式併合と同時に単元株式数の変更が行われる予定ですので、株式併合前の保有株式が20株以上2,000株未満の株主様6,174名(その所有株式数の合計4,897,266株)が、単元未満株式を保有することになります。

なお、当社の単元未満株式を有する株主様は、当社に対して、会社法第192条の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

株主総数および当社発行済株式総数		株主総数 (割合)	発行済株式総数 (割合)
全株主	普通株式	15,595名 (100%)	185,510,651株 (100%)
	A種優先株式	1名 (100%)	76,924,000株 (100%)
20株未満	普通株式	441名 (2.8%)	3,180株 (0.0%)
	A種優先株式	0名 (0.0%)	0株 (0.0%)
20株以上 2,000株未満	普通株式	6,174名 (39.6%)	4,897,266株 (2.6%)
	A種優先株式	0名 (0.0%)	0株 (0.0%)
2,000株以上	普通株式	8,980名 (57.6%)	180,610,205株 (97.4%)
	A種優先株式	1名 (100%)	76,924,000株 (100%)

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条および第235条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合の効力発生日

平成25年10月1日(予定)

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

本株式併合が、前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	379.64円	308.46円
1株当たり当期純利益	30.79円	48.73円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が、資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	461	12	—	474	288	69	185
機械及び装置	—	0	—	0	0	0	0
工具、器具及び備品	1	15	—	16	1	1	14
土地	0	—	—	0	—	—	0
リース資産	934	24	3	954	847	30	107
有形固定資産計	1,398	52	3	1,446	1,137	100	308
無形固定資産							
ソフトウェア	786	62	30	818	724	37	94
リース資産	19	5	—	24	7	2	16
その他	4	12	12	4	0	0	4
無形固定資産計	810	80	43	848	732	40	115
長期前払費用	72	48	33	87	84	55	3

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	511	18	18	12	499
返品調整引当金	126	107	0	121	111

(注) 貸倒引当金及び返品調整引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、洗い替え等によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
普通預金	3,487
別段預金	0
合計	3,488

受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
(株)日本フローラルアート	13
(株)全音楽譜出版社	1
(株)ペルーナ	0
(株)学研プロダクツサポート	0
(株)新学社	0
合計	16

期日別内訳

平成25年 4 月 (百万円)	5 月 (百万円)	6 月 (百万円)	7 月以降 (百万円)	合計 (百万円)
3	4	5	3	16

売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
コロムビア・マーケティング(株)	890
(株)レコチョク	83
(株)第一興商	47
キープ(株)	33
(株)ユーキャン	22
その他	181
合計	1,258

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
2,088	13,747	14,577	1,258	92.1	44.4

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

商品及び製品

区分	金額(百万円)
CD・DVDほか	403
合計	403

仕掛品

区分	金額(百万円)
CD・DVDほか	265
合計	265

原材料及び貯蔵品

区分	金額(百万円)
CD・DVD用部材ほか	28
合計	28

未収入金

相手先	金額(百万円)
コロムビア・マーケティング(株)	527
未収還付法人税等	85
コロムビアソングス(株)	65
(株)長良音楽出版	6
東映アニメーション音楽出版(株)	5
その他	70
合計	761

支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
東洋化成(株)	111
(株)千修	65
(株)電通	33
(株)マエダ	28
日立インターメディックス(株)	16
その他	56
合計	311

期日別内訳

平成25年4月 (百万円)	5月 (百万円)	6月 (百万円)	7月以降 (百万円)	合計 (百万円)
95	86	60	68	311

買掛金

相手先	金額(百万円)
(株)NHKエンタープライズ	123
(株)ソニー・ミュージックコミュニケーションズ	46
(株)バンダイナムコゲームス	34
東洋化成(株)	32
東映(株)	27
その他	293
合計	557

短期借入金

区分	金額(百万円)
三井住友信託銀行(株)	500
合計	500

未払金

区分	金額(百万円)
諸経費ほか (注)	745
合計	745

(注) 一般管理費及び広告料、製品発送運賃等の販売経費等

未払印税

相手先	金額(百万円)
(社)日本音楽著作権協会等 (注)	1,281
合計	1,281

(注) 著作権印税、原盤印税等

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3カ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりであります。 http://columbia.jp/company/
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第161期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日) 平成24年 6 月25日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第161期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日) 平成24年 7 月23日関東財務局長に提出。

(3) 内部統制報告書

事業年度 第161期(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日) 平成24年 6 月25日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第162期第 1 四半期(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日) 平成24年 8 月14日関東財務局長に提出。

第162期第 2 四半期(自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年 9 月30日) 平成24年11月14日関東財務局長に提出。

第162期第 3 四半期(自 平成24年10月 1 日 至 平成24年12月31日) 平成25年 2 月14日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 平成24年 6 月25日関東財務局長に提出。

金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書 平成25年 3 月27日関東財務局長に提出。(連結子会社からの剰余金の配当に伴う提出)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)及び第19号(連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書 平成25年5月10日関東財務局長に提出。(無形固定資産の減損および関係会社株式の評価損発生に伴う提出)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく臨時報告書 平成25年5月14日関東財務局長に提出。(剰余金の配当の決議に伴う提出)

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書 平成25年6月24日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6 月17日

日本コロムビア株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西 岡 雅 信

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山 口 隆 史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本コロムビア株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コロムビア株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本コロムビア株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本コロムビア株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6 月17日

日本コロムビア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 西 岡 雅 信

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山 口 隆 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本コロムビア株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第162期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本コロムビア株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。